

第4部

アンケート調査及びインタビュー調査を
踏まえたまとめと提言

アンケート調査から見てきた放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のあり方についての提言

検討委員会委員

10-1 放課後児童クラブに求められる専門的価値及び役割

立教大学 浅井 春夫

専門的価値と役割を考える

ソーシャルワーカーの倫理綱領（社会福祉専門職団体協議会、2005年）では、「われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する」と述べられている。ここに述べられているように、①人間の尊厳（すべての人間をかけがえのない存在として尊重する）、②社会正義（自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす）、③貢献（人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する）、④誠実（本倫理綱領に対して常に誠実である）、⑤専門的力量（専門的力量を発揮し、その専門性を高める）などが専門職の要件として明記されている。ソーシャルワーカーとしての放課後児童支援員（以下、支援員）の本質を踏まえて、専門的価値と役割を考えてみたい。

児童福祉法第6条3の2において、放課後児童健全育成事業とは、「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」とされている。放課後児童クラブの主たる業務は「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義しており、その基本的な考え方の根幹に専門的価値と役割が位置づけ

られる。「育成支援」の専門的価値と役割には、当然のことであるが専門的な知識と技能は必要条件であるが、その根底には人間観と倫理観、専門的価値と役割意識がなくてはならない。

支援員にとって専門職として身につけるべき価値と役割とは何かが問われている。すべて人間は平等であり、人間の尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されるという価値である。放課後児童支援員は、子どもに対する専門職として共有すべき価値を基盤に実践をしていることが基本である。

しかし現実的には、支援員も個人としての価値観を持っていることも否めない。価値とは、何を大切なこと、何をあまり大切ではないものと考え判断するかという各人の欲求や関心、問題意識のあり方により価値観は相対的なものとなり、流動的なものとなる。価値は何を大切に必要不可欠な目的や考え方として捉えるかによって、どのような役割を担っていくのかという点で基本的に役割を方向づけていく。

そのような現実を踏まえて考えると、各支援員にとって価値（観）とは、その人の育ちや家庭環境、これまでの学びの内容、さらに人生における経験等により形成されるのであり、すべての人々においては固有の価値観を持っており、多様化している現実がある。その点でいえば、支援員は自らの価値・考え方と支援員としての役割認識は必ず共有されるとはいえず、専門的価値と個人の価値とのジレンマのなかに置かれ、向き合うことが求められることも少なくない。またそのジレンマは支援員と保護者・子どもとの間におけるジレンマに陥ることになることも必然性があるといえよう。専門的価値と個人的価値、専門的価値と保護者・子どもの価値とが場面によっては対立し、矛盾を抱え、また苦悩し葛藤する

ことも必然性がある。

そうした状況は困難な対応局面や個別ケースの場合にはとくに支援員間で判断がブレやすくなる。したがって研修制度は専門性の基礎形成期、専門性の機能充実期、専門性の深化充実期の段階に即して機能させることが重要になっている。

課題から出発する専門的価値と役割

今日の日本で子どもと保護者が暮らすことはどれだけの生きづらさや困難を抱えることになるのかを、感じとるとともにわかろうとする努力が求められている。「共感的な他者」として存在するためには、家族と子どもに関して徹底して事実・現実・真実をつかむ努力が日々私たちに求められている。いま実践が立ち戻るべき視点は、保護者・子どもの生きている現実がいかなる状況にあり、どのような心情のなかで苦しみ・悲しみ・葛藤のなかにあるのかを、真摯に問い続けることではないだろうか。

家族と子どもたちの抱える問題は「事実・現実・真実を見つめる眼」を鍛え直すとりくみ抜きには改善されることはなかろう。徹底して子どもの事実・現実・真実を捉え直してみることを通して、実践の変革を生み出すことに繋がっていく可能性がある。

専門的価値と役割を考えるうえで、子ども・家族・現場の課題から出発することが重要な視点である。あえて「課題主義」と表現しておくことにするが、放課後児童クラブの育成支援を構想し実践する際に、課題(現代社会で直面する問題、解決したい問題、重視したい発達上の問題)とは何かを検討し、子ども

もや社会の現実に即して、何をどのようにとりくみをすすめるのかを子どものニーズと現場実践者・保護者の要望を踏まえて実践をすすめる考え方のことである。課題から出発することで専門的価値と役割を明確にしていくことになる。

現在、さまざまな現場の困難に直面している現実があるが、それを乗り越えるのは自分だけの努力で越えられるのではなく、職場の仲間たちとの共感的な実践があってこそ事態を切り拓くことができる。問題が未解決のなかにある現場に欠けていることは、職員間の意思疎通であり、チームワークである。意思疎通もチームワークも介在するものは課題に関する共通理解である。連帯も連携もその根底には、「誰のために、何をするのか」の目的論がある。育成支援の共通項が希薄なままでは実践をつくることはきわめて困難である。

最後に、放課後児童クラブとしての専門性と支援員の専門性について整理しておきたい。

専門性には、①支援員の総合性(すべての課題と局面に対応できる総合的な能力)、②個別専門性(総合性ととともに支援員の得意な専門的な課題に対して対応能力を高めていく課題)、③施設としての専門性(属人的な専門性ではなく、組織として専門性を継承していくシステム)の3つの柱がある。③はリーダー格の支援員が退職してしまうと、これまで培ってきた専門的実践が一挙に崩れてしまうこともよくある現実である。専門性、専門的価値と役割は、継続し発展させていくとりくみと不可分の関係であることを追究していくことが求められている。

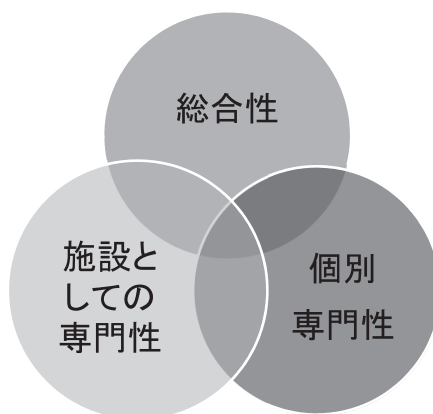


図1) 放課後児童クラブで問われる専門性の3つの柱

10-2 放課後児童支援員等に必要とされる知識及び技能

淑徳大学短期大学部 清水 将之

1. はじめに

まず、放課後児童支援員等が〈子どもをどうとらえるか〉が課題である。「子どもは権利の主体」であり、子どもの立場に立ち、子どもを尊重して育成支援を行わなければならないことである。決して、放課後児童支援員等の大人の利益が優先してはならないということである¹。

次に、放課後児童支援員等が子どもの〈放課後をどうとらえるか〉が課題である。放課後児童支援員等が行う育成支援は、主に学校等の授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）である。しかし、育成支援を子どもの生活の流れから切り取って、学校等の授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に行うのではなく、「家庭生活や学校生活の延長線上にある」ことを念頭に置く必要がある。そして、放課後児童支援員等が行う育成支援の内容は、それぞれの子どもの家庭生活、学校生活の状況に応じて対応しなければならない。

続けて、放課後児童支援員等が行う育成支援の〈対象をどう捉えるか〉が課題である。放課後児童支援員等が行う育成支援の対象として「子どもの育成支援」「子どもの保護者等に対する育成支援」「地域における育成支援」が考えられる。これら対象への育成支援は一人の放課後児童支援員等が行うのではなく、チームとして、事業主体としての放課後児童支援員等が組織的に行うものである。

更に、放課後児童支援員等が行う育成支援を〈とりまく現状をどう捉えるか〉が課題である。育成支援を行う放課後児童クラブ等は国内に遍在し、それぞれの地域固有の問題や課題が存在し、ひとくくりにしてその現状を取り上げることはできない。しかし、その現状を捉える切り口として「子どもの貧

困」を挙げることができる。例えば、ひとり親家庭の平均所得は他の世帯と比べて大きく下回っていること、相対的貧困率も上昇していることが挙げられる²。

最後に、本調査は放課後児童クラブの事業者、放課後児童クラブを利用する児童や保護者、自治体担当者、有識者に対して行われたものである。とりわけ、育成支援を受ける側である放課後児童クラブを利用する子どもや保護者に行われた点は意義のあることである。先に示した背景と本調査の意義を踏まえ、放課後児童支援員等に必要とされる知識及び技能について若干の提言を行うものである。

2. 留意すべき調査結果について

(1) A 票 A.13（表1参照）

調査結果（調査 A 票 A.13）における階層別（【採用時】【初任者（1年から5年未満）】【中堅者（5年以上）】【リーダー（事業管理者）】に求められる専門性についても変化がみられる。これは、経験の蓄積により階層別に育成支援の主たる対象が広がりを見せているからである。初任者では子どもに対する育成支援に対する専門性が求められているが、経験を重ねるごとに子どもの保護者に対する育成支援に対する専門性、そしてリーダー（事業管理者）として育成支援全般に対する専門性に加え、緊急時や危機対応といったリスクなど高度化した専門性が求められている。

¹ 児童福祉法、放課後児童クラブ運営指針。

² 内閣府「平成30年版 子供・若者白書」、厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」

表1 階層別専門性（調査A票A13.）（上位3位）

階層	項目
採用時	1位 児童とのコミュニケーション能力 2位 事故・ケガの予防と対応力 3位 児童の発達に関する理解
初任者（1年から5年未満）	1位 個人情報・プライバシーの保護 2位 保護者とのコミュニケーション能力 3位 家庭環境の理解と連携
中堅者（5年以上）	1位 情報共有力（報告・連絡・相談） 2位 児童に対する受容的態度 3位 児童の状況把握と評価に関する能力
リーダー（事業管理者）	1位 危機の未然防止、組織的な早期対応力 2位 危機管理マニュアルへの理解力 3位 要望及び苦情への対応力

(2) A票A14.（表2参照）

調査結果（調査A票A.14）における階層別（【中堅者（5年以上）】【リーダー（事業管理者）】）の研修参加の有無である。先の調査結果（調査A票A.13）でも、経験の蓄積により階層別に育成支援の主たる対象が広がりを見せ、特にリーダー（事業管理者）

については、その専門性の高度化が求められている。しかし、本調査結果（調査A票A.14）から、経験年数が増加するに従い研修の未実施が増加している。また、どの階層でも半数近くが未実施であることから、研修による専門性の向上が必要と言える。

表2 階層別研修参加の有無（調査A票A14.）（%）

階層	実施	未実施	不明
初任者（1年から5年未満）	42.3	42.3	15.3
中堅者（5年以上）	38.7	45.1	16.2
リーダー（事業管理者）	27.0	51.1	21.8

(3) C票 質問⑩（表3参照）

調査結果（調査C票 質問⑩）における子どもの放課後児童クラブ支援員等に対する要望である。低学年、高学年双方と回答の1・2位が全体の7割以上を占めている。放課後児童クラブを利用する子どもの要望は、放課後児童支援員等に対する関わりを直接的には「もっと遊んで欲しい」、間接的には「もっといけないことや悪いことをした子に注意をして欲しい」として求めているのである。特に、本調査C票は子どもからの要望であり、放課後児童

支援員等を含めた大人は、真摯に耳を傾け、改善の具体的な行動をとる必要があるだろう。

表3 子どもの放課後児童クラブ支援員等への要望（調査C票 質問①）（上位2位）

区分	項目
低学年(n=234)	1位 もっといっしょに遊んで欲しい(39.4%)
	2位 もっといけないことや悪いことをした子に注意をして欲しい(31.1%)
高学年(n=208)	1位 もっといけないことや悪いことをした子に注意をして欲しい(51.44%)
	2位 もっといっしょに遊んで欲しい(30.29%)

3. 知識及び技能

【放課後児童支援員等に必要とされる知識及び技能は、それぞれ独立したものではない。知識及び技能の双方の獲得により、その専門性を向上させ、その相乗効果により育成支援の質を高めて行くものである。また、「新・放課後子ども総合プラン」³も策定されたことから、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施が広がってゆくことも予想される。よって、これまで以上に幅広い知識や技能が必要とされることが予想される。ここでは放課後児童支援員等に必要とされる知識及び技能を便宜的に分けて説明することとする。】

(1) 知識

① 児童の権利に関する条約

育成支援の主たる対象である「子どもの最善の利益」を最大限に考慮し、尊重することが求められる。日本は児童の権利に関する条約の締約国である。本条約の理念を十分に理解する必要がある。本条約には、放課後児童支援員等が育成支援を実際に行う際に必要な倫理的な立場、行動、立ち振る舞い、思考などについて重要な示唆をもたらすものである。

② 児童福祉法

育成支援の理念や児童の福祉を保障するための原理、対象となる子どもの要件、時間、実施場所及び事業の目的など具体的な事業の要件など法的な根拠が示されているものである。

③ 放課後児童クラブ運営指針と放課後児童クラブ運営指針解説書

平成29年3月31日に放課後児童クラブ運営指針解説書が発出された。放課後児童クラブの質の向上を図るためのものである。同解説書は放課後児童クラブ運営指針の本文説明と育成支援を行う際の考え方、留意点や補足説明、活動内容に参考になる関連事項の紹介がなされている。

同解説書は放課後児童支援員認定資格研修の教材として使用されるだけでなく、日々の育成支援を行う際の手びき、自己研鑽のための教材、クラブ内研修の材料ともなる。

④ 新・放課後子ども総合プラン

厚生労働省と文部科学省の連携の下、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定された。同プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供

³ 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）は、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）する。全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

教室の一体的な実施が整備されてきた。しかし、更なる待機児童（待機学童）問題（いわゆる小1の壁）の解消、働き方改革への対応、子どもの安全・安心した居場所の確保などから、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）を対象とした、新たな「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月14日に策定されていることから概要を理解しておく必要がある。

⑤ 放課後児童支援員等の職業倫理（「児童厚生員・放課後児童支援員の倫理綱領」）

放課後児童支援員等（含む補助者）は、育成支援の社会的責任、職業倫理、法律遵守など、他の専門職同様の職業倫理が求められる。「児童厚生員・放課後児童支援員の倫理綱領」（全国児童厚生員研究協議会）や放課後児童クラブ運営指針（第7章）に対する理解が求められる。

⑥ 健康

健康 W.H.O.（世界保健機関）の世界保健憲章の前文では健康の定義⁴を示しているが、子どもの健康についても次のように示している。「子どもの健やかな成長は、基本的重要性を持つ。変化の著しい様々な環境に順応しながら生きぬく力を身につけることが成長のために不可欠である」（筆者訳）。無論、放課後児童クラブ等で放課後児童支援員等は子どもの身体的な健康を含めた、精神的なケアも行っているが、社会的な健康で放課後児童クラブ内における人間関係等にも配慮が必要である。健康の定義から、子どもにとっての健康の意味、ひいては放課後児童支援員等の健康も大切である。

⑦ その他関連法令【中堅者（5年以上）】【リーダー（事業管理者）】

（ア）地域社会との連携

社会福祉法 第75条

（イ）障害のある子どもへの対応

障害者の権利に関する条約 第7条 第19条 第24条

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1条 第8条

発達障害者支援法 第7条～第9条

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第30条

(2) 技能

【「新・放課後子ども総合プラン」では全ての児童（小学校に就学している児童）を対象としていることから、育成支援にあたってこれまで以上に幅広い技能が求められてゆく。育成支援のあたっては子どもそして保護者への対応も必要になってくる。】

① 特別の支援を必要とする子どもへの対応

特別の支援を必要とする子どもに対し、利用の選択をできる機会を保障することが必要である。利用の選択をできる機会を確保するために「適切な配慮及び環境整備」を行う必要がある。各放課後児童クラブ等では人員配置、施設や設備を含めた整備状況、地域の実情も踏まえながら、利用の選択の機会を保障していくことが必要である。更に、放課後児童デイサービス等との連携や協力も必要となってくる⁵。また、特別支援学級との連携や協力の必要性もある。特に、管理者や中堅者は各放課後児童クラブ等の実情や放課後児童支援員等の専門性や人的資源を考慮しながら、利用者本位と家庭の意向を踏まえ対応できる力量を涵養する必要がある。

⁴ 世界保健憲章の前文では「健康とは、病気や弱っていないということではなく、身体的、精神的、社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいう。」（筆者訳）と示している。

⁵ 「放課後児童デイサービスガイドライン」では、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援政策をバック・アップすることも求められている。

② 特に配慮を必要とする子どもへの対応

外国籍の家庭や外国にルーツを持つ家庭、ひとり親家庭、経済的な困窮状態にある家庭など、その範囲と対象が広がりを見せ複雑化や多様化をしている。特に配慮を必要とする子どもと家庭の状況は、地域の実情により大きくことなってくる。言語によるコミュニケーションが困難なケース、文化や生活習慣が異なるケース、子どもだけではなく子どもの保護者が何らかの問題を抱えているケースなど、社会的困難を抱えている場合がある。こうした家庭は子どもを育成することに負担感、不安感、困難を抱くこともあり、それぞれの家庭の状況を踏まえた上での育成支援（子どもと保護者等に対する）が必要となってくる。これら対象への育成支援はひとりの放課後児童支援員等が行うのではなく、運営主体として、チームとしての放課後児童支援員等が組織的に行うものである。こうした対応に当たっては、ソーシャルワーク的な能力の涵養が必要である。

③ 不適切な養育が疑われる子どもへの対応

不適切な養育が発生する原因として、核家族化、養育力の低下（家庭だけではなく地域全体）などが挙げられる。また、子育てをする上での孤立感や、子育て経験の未成熟なども考えられる。こうした保護者に対する助言や相談を通し、子どもの育成支援を行うことも可能である。こうした状況を察知するために必要なことは、日々の子どもの関わりである。例えば、日々の出欠管理、連絡帳、送迎時の状況からも子どもの家庭での状況をうかがうことも可能である。また、日々の子どもの関わりの状況（身体的、精神的、社会的）からも気づきも重要である。特に、子どもからの訴求があった場合には真摯に時間をかけて傾聴し、場合により対早急な対応が必要な場合も出てくる。放課後児童支援員等が察知することが重要になってくるのである。こうした疑義を抱いた場合、同僚の放課後児童支援員等や、中堅

者や管理職等にとめらうことなく相談することが必要である⁶。いずれにしても、児童の最善の利益を重視して対応する必要がある。また、ソーシャルワーク的な能力の涵養が必要である。

④ 発達に対する理解

放課後児童クラブ運営指針では子どもの発達段階について、おおむね6～8歳（低学年）、9～10歳（中学年）、11～12歳（高学年）として区分している。むろん、子どもの育ちは学齢や生育環境にも大きく左右されるので、その個別性の原則を無視することはできない。こうした、発達に対する理解を深めた上で、それぞれの子どもの発達段階に応じた遊び、生活支援、学習支援を行う必要がある。

⑤ 遊び

(ア) 遊びに対する理解

日々の育成支援の内容として、その核となるのは遊びである。子どもの放課後の時間は、学校、家庭とも切り離され独自の空間・時間があり仲間が存在する。また、学校の教師、家庭の保護者とは異なった、大人である放課後児童支援員等が存在する（教師や家庭の保護者等をタテ、ヨコの関係とするならば、放課後児童支援員等はナナメの関係と言える）。こうした、多様な人的・物的環境の中で、子どもの主体的な遊びを通した豊かな経験が生きる力を育むことにつながるのである。先に示した、特に配慮を必要とする子どもへの対応で指摘したように、子どもの成長にとって、家庭の格差や地域の格差が生じないように、遊びを通した多様な環境に子どもが主体的に関わり経験を重ねられるような育成支援をする必要がある。また、日常の放課後児童クラブ等を離れ、豊かな自然や文化的資源、表現活動などに触れる機会の提供も大切である。

⁶ 事前察知、事前対応が重要であるが、こうしたケースに対応するために、対応マニュアルの整備や関係各機関の連絡先を把握しておく必要がある。

(イ) 子どもにとって遊びが主体的であることの根拠

子どもにとって遊びが主体的であることの根拠は「児童の権利に関する条約」(第31条)にある。放課後児童支援員が提案する遊びだけではなく、子どもが主体的、自主的に行う遊びを尊重する必要もある。他方、放課後児童支援員等は、子どもの安心・安全な環境構成の中で、子どもが主体的、自主的に遊べるよう、リスクやハザードに対し十分な理解と対応を行うことが大切である。そして、放課後児童支援員等は子どもが主体性を発揮できる環境構成やレクリエーションの知識、そして大人(放課後児童支援員等)のプレイワーク⁷に対する理解を深めていく必要がある。

(ウ) 子どもが遊びを選択する重要性

大人(放課後児童支援員等)が提案する遊びに対し、子どもが意見表明すること、提案をすること、あるいは提案した遊びを選択しないということも尊重することも必要である。特に、学校生活、家庭生活とは異なった独自の空間の中で、子どもが静かに身体的に精神的に社会的にも静養(休息)することはレクリエーションの意味からしても大切なことである。

(エ) プレイワーク⁸に対する理解

子どもが主体的、自主的に遊ぶことに対し、大人(放課後児童支援員等)の関わりいかんによって、子どもの繊細な遊びへのアプローチやプロセスを崩壊させていることに対し自覚的である必要がある。こうした、遊びに対する不適切な関わりが、子どもの成長を阻害する原因になることを、改めて放課後児童支援員等は認識する必要がある。

(オ) ひとりで遊ぶことへの理解

放課後児童クラブ等で展開する集団的な遊びやレクリエーション活動など多様な遊びがなされているが、子どもがひとりで遊ぶことも大切である。パーテン⁹は、子ども同士の社会的関係性を6つの段階で説明している。放課後児童クラブ等でも多様な子ども同士の間関係の中で、様々な遊びの展開がみられるが、子どもがひとりで遊ぶことも大切なことである。

(カ) 「子どもの権利とスポーツの原則」に対する理解

United Nations Children's Fund: UNICEF(国際連合児童基金)と公益財団法人 日本ユニセフ協会は「子どもの権利とスポーツの原則: Children's Rights in Sport Principles」を2018(平成30)年11月20日に発表した。これは、「真に子どもの健全で豊かさに充ちた成長を支えるスポーツを実現するために、スポーツに関わるすべてのおとなが協力して取り組むための新たな指針」のことである。同原則では子どもがスポーツにより能力や虐待などに晒されるリスクを危惧しているのである。先に示したplayworkにおいても、大人の不適切な遊びへの介入に対する危惧は、子どもの主体的・能動的な遊びを奪う(権利侵害)ことになるのである。児童の権利に関する条約において、全ての子どもが子どもが休息や余暇、年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動の権利を持つことから、改めてこの「子どもの権利とスポーツの原則」が提示されたことは極めて重要なことである。

各放課後児童クラブ等では遊びやレクリエーションを含め、子どもたちのスポーツをしたいと

⁷ 厚生労働省「総合的な放課後児童対策に向けて社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ」(平成30年7月27日)でも、プレイワークの重要性が指摘されている。

⁸ 日本におけるplayworkの研究は、教育心理学や教師教育学の武田信子やTOKYO PLAYの嶋村仁志によるところが大きい。特に、嶋村はPlay Wales & Bob Hughesによる”The First Claim…a framework for playwork quality assessment”(邦題:プレイワーク 子どもに関わる大人の自己評価)訳者として、そしてプレイワーカーとしても多くを担っている。また、プレイワーク研究会編「子どもの放課後にかかわる人のQ&A50」学文社(2017)に多くの示唆がある。

⁹ 発達心理学者のパーテン(M.B.Parten)。

いう要望に応じていくことも十分に予想される。各放課後児童クラブや放課後児童支援員等が遊びやレクリエーションを含めたスポーツをどう考えていくかに対する指針となるものである。

⑥ 様々な緊急事態への対応

緊急事態の対応は子どもの応急処置や AED を使用する救命処置、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックへの対応、自然災害時の避難の見極めや避難、侵入者対応など人的な物まで様々である。それぞれの放課後児童クラブ等や地域の実情、立地により異なってくる。いずれにしても様々な緊急時への対応は、その対応いかんによって生命に関わる事態に直結する。こうした対応は外部の専門機関の研修を受講することが効果的である。また、定期的な研修の受講を受けることで、安全と緊急時の技能の保持が可能になってくる。

日々の育成支援において大切なことは、子どもたちと取り組む避難訓練や安全や防災教育が効果的である。子どもの主体性や自主性は遊び、生活、学習に留まらず、安全な生活を作り出す力や災害時に自分自身を守ることなどにも及ぶのである。

10-3 放課後児童支援員等の実践力を強化するための研修支援の在り方

立教大学 浅井 春夫

1) 前提としての学ぶ必要性の確保

放課後児童クラブの職員集団・支援員会などの実践者集団の中で“学ぶ文化”の形成を追究し続けることが求められている。実際に支援員の方々は限られた条件のなかで、必要な努力をされていると感じている。

学ぶということの大切さの意義について、第1は当たり前のことであるが“自分のために”学び、書くということである。なぜなら学ぶことを通して、自分が変わる可能性を獲得していくのである。では自分のなかの何が変わるのか。それは学ぶことを通して、事実・現実・真実を見る多様な視点を獲得していくということであり、これまでの立ち位置を変えることで、新たな課題の発見へと通じることである。それは社会問題の見方でもあり、実践のあり方の変革であり、さらに人間観の変革にも繋がる可能性である。学びは課題の発見を通して、人間の行動力を増進していくことになる。個人の行なうソーシャル・アクションの発展は学ぶことなくしてありえない。個人を突き動かす情熱の根底には、怒りと勇気が必要である。そのふたつは学ぶことなくまっとうに花開くことはない。

第2に、学ぶことを通して自らがどう生きるのかをいやがおうにも考えることになる。どのようなしごとを選ぶのかも多くは学びの結果である。学びは育成支援のあり方と生き方の広がり为保障する。それはあくまでも可能性である。したがって問われることはどう学んだかということであり、真理に向かいてどこまで忠実に行動できるのかが問われている。

第3として、学ぶという営みは真理を探究し、真理を前に忠実に生きることを私たちに求める。この社会には現実認識、歴史認識のレベルでもあまりにも事実とはちがう情報が流布している。シャワーのように浴びせられる情報に対して、それらのなかか

ら必要な情報を選びとっていくことはきわめてしんどい課題である。メディア・リテラシー能力は多角的に情報を整理し、取捨選択をすることであり、学びのなかでこそ獲得できる能力である。

第4に、学びはいろいろな人との出会いをつくることがある。学びの副産物として、学びの活動は、文献との出会いとともに人間との新たな出会いを創り出すことがある。

現場にいれば、本を読む時間もないということも事実であろう。しかし私はあえて問いかけたい。本当に1日のうちに1時間の読書の時間が取れないであろうか。学ぶ時間を生み出すためには決意がいる。その決意がなければ学ぶことを確実に放棄することになる。その意味で決意こそ創造の母であるといえよう。学ぶことはたやすいことではないが、努力をして得た知識は自らの力になる。学びには自らとの闘いという側面を持っている。1日、1日の努力を重ねるといふ地道な姿勢こそ学びの基本的なスタンスであり、そのことで自らが変化していくことを実感していくことになる。その意味で学びへの真摯な努力は自らを裏切らないといえる。

2) 放課後児童クラブ単位での研修支援

放課後児童クラブ単位での研修は、OJT（On the Job Training／現場における教育、指導）として機能させることになるが、これは特段のとりくみを設定するというよりも、指導員会などでの運営の改善や育成支援の実践検討などの内容充実させていくことが大切である。

そうした日常の問題意識を失わないで、子どもや保護者と関わるなかで、必要な研修課題とは何かを考えていくことが重要である。

さまざまな話し合いを通して、わからなかった点、ペンディングになっている対応方法などを整理しながら、何を研修で学びたいのかを問う現場での研修のあり方が求められている。

3) 市町村段階と都道府県段階での研修支援

社会保障審議会児童部会 第8回放課後児童クラ

ブの基準に関する専門委員会「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」（平成27年3月24日）では、「認定資格研修と資質の向上を図るための研修を併行して実施していかなければならない状況において、これまで都道府県が実施してきた資質の向上を図るための研修を、区市町村もその役割を担うことによって、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制が整備されていくことが望ましい」（3頁）と、都道府県と市町村が担うべき主な役割のあり方について問題提起し、以下のように整理している。

都道府県の《主な役割》として「放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修」とし、指定都市・中核市・区市町村においては「課題や事例を共有するための実務的な研修」というように重点を置いている。そのうえで、担うべき主な役割について、都道府県は「専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童クラブで共通の課題になっているテーマを対象」とし、区市町村は「基礎的な知識や事例・技術等の共有を図ることを目的としたテーマを対象（いくつかの区市町村が合同で実施することも可）」と役割分担について提示されている。

《主な対象》は、前者は放課後児童支援員、放課後児童クラブの運営主体の責任者などで、後者は放課後児童支援員、補助員、放課後児童クラブの運営主体の職員などとなっている。

こうした役割分担を基本にしてすすめていくべきである。

その際の問題は、比較的人口規模の小さい自治体では市町村独自の研修を実施できていない現状がある。できていない理由は、①県段階での研修に参加していること、②研修に出すための放課後児童クラブの支援員・補助員の配置条件に制約がある、③現実に即した研修体系が確立していない、などの理由があげられる。

この状況に関しては、国・都道府県が市町村段階での研修を実施するうえで連携をいかに具体化する

かが問われており、あわせて実施にともなう財政的保障を明示することが必要である。

4) 自主的な研究活動

公的な研修だけでなく、各種の専門分野の研究会やシンポジウムなどが開催されている。こうした学ぶ機会を利用することも大事な点である。用意された研修企画から学び取ることも多いことはまちがいない。同時に自らがすすんで学びたい課題とテーマ、方法などは何かを考えて自主的に学びの場に出向いていくことは大変ではあるが、学ぶことを通して専門職は発達をし、自己形成をしていく存在であることを自らが体得することが重要なことである。

5) 重層的な研修体制の確立へ

研修体系は重層的かつ発達段階（経験年数）別に推進されることが基本である。本研究のまとめとしてモデル提示（1）で示されているように、「採用時に求める姿」は、基本的な知識と問題意識と人格的資質を持っているのかが問われている。

初任者（5年以内）では「専門性の基礎形成期」として知識と技能の基礎を誰もが獲得していることが求められている。その内容は5年以上の経験者であっても立ち返るべき育成支援の土台であり、ほかの段階との学びの交錯のなかで熟成していく専門性の課題である。

中堅者（5年以上）では、「専門性の機能発展期」と位置づけており、放課後児童クラブ支援員の総合

的な専門性と個別専門性（得意な分野とより専門的な力量）を充実させていくことが課題となっている。それは育成支援の幅を広げていく時期でもある。また放課後児童クラブの運営や地域との関わりにも中堅的な役割を担う時期でもある。

管理職（概ね10年）は、「専門性の深化充実期」と位置づけられる。管理職は放課後児童クラブに関わるすべての領域と課題に対して、指導・援助することが本来は求められる位置にある。したがって総合性とともに関与性を深めており、そのうえで放課後児童クラブの「施設としての専門性」を組織していく要となる。その点でいえば、人材育成は管理職の放課後児童クラブの発展のビジョンが問われる内容となっている。

補足的に言えば、社会や子どもたちのさまざまな事件や問題を踏まえて、アドホックな（臨時的で特定の目的のための）課題・テーマを臨機応変に設定し、学ぶ機会を持つことも必要なことである。

こうした重層的で発達段階別の研修体系を確立することが緊急に求められている。その際に必要な研修のための財源を確保することは、国・自治体の基本的な責務として充実をしていただきたいと願っている。

「育成支援」の中身が自治体レベルで格差があってはならないことは言うまでもない。そうであれば少なくとも支援員・補助員の方々の研修を受ける権利を平等に保障していく手立てが一層必要になっている。

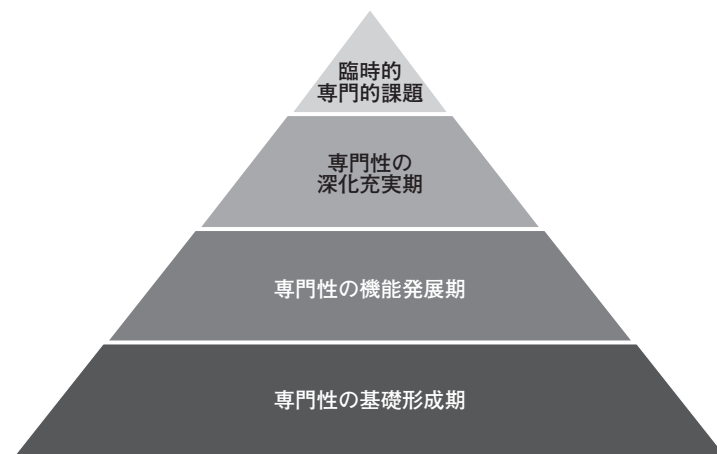


図) 放課後児童クラブ支援員の専門性の発展段階

10-4 放課後児童指導員等の研修体系モデルの作り方

金沢星稜大学 川並 利治

1 はじめに

放課後児童クラブにおいては、子どもの安全・安心を保障するのはもちろん、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障しなければならない。日中の生活の場は、例えば数時間であっても、これからの子どもの人生において与える影響は非常に大きい。放課後児童クラブが果たすべき役割を再認識し、その役割・機能を適切に発揮できる人材の確保・育成そして何よりも定着させることは極めて重要な課題である。

現時点で、研修体系モデルを提示することには、いささかの懸念がある。人材不足という研修以前の問題があるからだ。しかし、発達途上の子どもにかかわる放課後児童指導員等において、専門性の担保は不可欠である。キャリアに応じた職員体制が必ずしも構築できていない現状を承知の上で、キャリアに応じた研修体系モデルを放課後児童クラブ運営指針等に沿って提案したい。

2 キャリア区分（階層別）について

「キャリア区分」はイコール「育成レベル」であり「専門性の指標」でもある。「育成レベル」「専門性の指標」は経験年数と業務実績によって区分されるが、前職が何であったかや保有する資格などによっても変化しうることが想定される。

モデル提示として、「採用時求める姿」「初任者（5年未満）」「中堅者（5年以上）」「管理職（概ね10年）」に分類した。

相談機関や施設などの現場においては、経験年数の浅い職員や対応の難しい事例を担当している援助者に対して、実践の経験を有する先輩や上司が、援助者の対応力向上を図るため、日常的あるいは定期的に、助言・指導が行われている。これを「スーパービジョン」というが、現場では「スーパーバイズ」や「SV」という言葉が用いられ、助言・指導者を「スー

パーバイザー」と呼んでいる。この「スーパーバイザー」という視点もキャリア区分に含めて考えていく必要がある。

児童福祉法第13条第5項は、児童福祉司スーパーバイザーの任用要件を示しており「他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務したものでなければならない。」と規定している。

また、児童養護施設等のスーパーバイザーである基幹的職員は、基幹的職員研修事業実施要綱によれば、「対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者。」が受講対象とされている。さらに平成29年3月の全国児童養護施設協議会の「人材育成のための指針」によれば、入職7年目以上で研修を修了した者が基幹的職員に就ける仕組みになっている。

児童相談所業務を14年経験した筆者は、スーパーバイザーには、高いアセスメント能力とマネジメント能力が求められるため、5年で育成するのはとても難しく、最低でも10年程度は要すると考える。しかし、児童相談所においても児童養護施設等においても人材不足や経験年数の浅い職員の比率が高い実情からSVの早期育成として7～8年をラインと考えざるを得なくなっている。児童相談所や児童養護施設等の体制をそのままスライドさせるわけにはゆかないかも知れないが、一つの指標にはなるだろう。

3 それぞれのキャリアにおける専門性

モデル提示(1)で示すように、まず、5年未満の初任者育成レベルにおける指標は、専門性の基礎形成期と考える。子どもへの基本的な育成支援について知識や技術を経験者の指導を受けながら深めていくステージである。組織の一員として、様々な場面に積極的にかかわり、参加することが求められる。

また、5年以上の中堅者育成レベルは、専門性の資質充実期といえる。子どもの育成支援全般において質的向上を図るためのモチベーションを備えてい

ることが求められる。自らがモデルとなり、新任職員のSVを担っていくステージでもある。

そして、概ね10年経験の管理職育成レベルは専門性の深化・発展期といえる。職場における指導的な立場と共に、地域から信頼される援助者が要請される。他の専門機関と実践的に連携することができ、情報共有システムの整備と管理が求められるよう。

4 研修カリキュラム

言うまでもないが、放課後児童クラブは「放課後児童健全育成事業」である。この「健全育成」という言葉に要保護・要支援と異なる軽やかなイメージを抱いてしまう誤解や幻想はないだろうか。クラブ利用児の中には宿題などを促して、静かに取り組む子どももいるだろう。しかし、私がこれまで訪問して聴取したクラブからは、子どもの発達や家庭背景に問題がある場合、そのような子どもが一人でもいると40人を見ていくのはとても難しいという声が聴かれた。複雑・多様な課題を抱える子どもと家庭へのかかわりは、相当なエネルギーと知識を要する。このような状況を踏まえた研修内容が必要となってくる。

また、専門性の指標に応じて、研修カリキュラムも自ずと基礎から発展へと変化しなくてはならない。育成レベルのレディネスを勘案すれば、①初任者から管理者まで一律必要とするもの、②特定のキャリアステージで受講してもらうもの、③同じ項目であるが、キャリアに応じて基礎的知識を教授する場合や、グループディスカッション等演習形式で内発的な動機づけを行う場合に分かれるものがある。モデル提示(2)において、項目別、キャリア区分別研修カリキュラムを示した。

5 まとめ

放課後児童クラブを利用する子どもたちは定型発達とは限らない。そのため、障害のある子ども、特に配慮を必要とする子どもの理解とかかわりについて、初任者、中堅者のステージにおいて研修を充実させる必要があるだろう。

また、中堅者、管理者向けには保護者・地域との連携及び危機管理を含めた安全・安心への対応について重点を置くとともに、職員のメンタルヘルス等、職場環境に留意した支援体制を整備することが必要である。それらを実現することにより職員を定着させ、子どもの最善の利益を保証できる居場所づくりが可能となり、適切な育成支援に寄与することにつながると期待したい。

10-5 放課後児童支援員等を育てる研修のあり方

社会福祉法人聖ヨハネ会 側垣 二也

1 放課後児童クラブの社会的使命を自覚する

1948年大阪市で始まったとされる学童保育^(注1)が約70年経た現在、ようやく第二種社会事業として日本の子ども子育て政策の重要な施設として位置づけられていることに感慨を覚えるとともに今その社会的責任を感じざるを得ない。「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月厚労省、以下、指針)には、放課後児童クラブ(以下、児童クラブ)の役割は「子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進」し、放課後児童支援員等は「常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない」とし、運営主体は「その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない」として、その社会的使命と責任を果たすための研修実施と受講は不可欠とされている。このことをまず認識したい。

2 子どもと保護者、そして放課後児童支援員は何を求めているか

そのうえで、指針が求める使命を押さえつつも、より現場の目線で研修のあり方を改めて捉えようとしたのが今回の調査である。

まず子どもおよび保護者の調査の回答結果を見ると、双方ともいずれの項目も高評価を得ている。一児童クラブにつき数人が対象であるために額面通り受け取れないが、ケアの本質は見えない隠れたところに目を向けることとしたら、むしろごく僅かであっても不満因子に目を向けるべきだろう。そこで困っていることは何か問いに対して、その内容で最も多いのが低学年では「(先生に)もっと一緒に遊んでほしい」「いけないことをした人を叱ってほしい」が上位で、高学年では「部屋がうるさい」「遊ぶ場所が狭い」であった。保護者では、多くはないが7.6%の割合で「トラブルへの適切な対応に疑問」を持っている。子どもの甘えの充足、子ども関係へ

の関与の仕方、環境要因、養育支援上の危機管理や保護者対応の丁寧さ、このようなことを今一度拾い上げ関心を向ける必要がある。

次に放課後児童支援員自身の回答の中で、専門性を向上させるために特に必要とされる研修について上位から「子どもの発達理解」「特に配慮を必要とする子どもの理解」「障害を持つ子どもの理解」「保護者との連携・協力と相談支援」「安全対策・緊急対応」などが8割7割である。これは、今現場の抱える課題を如実に表している。6年の幅のある学童期の子どもの成長を目の当たりにして、直面する発達段階に則した育成支援のあり方、さらに障がい児童を含め特に配慮を必要とする子どもの入所は、指針のインセンティブにより確実に増えていく可能性がある。障害児加算による担当職員の対応は示されているが、慢性的な人手不足状況の中、喫緊の課題となりつつある。保護者の連携・協力・相談支援については、筆者の経験から推察するに、成長や行動が気になる子どものことを一緒になって考えようと相談したくても非協力的、無理解あるいは批判的な保護者が少なくないことの訴えではないかと考える。

3 課題を共有しともに解決しそして成長する放課後児童支援員を目指して

社会的使命を問われ、山積みした問題を抱え、毎日で養育支援に取り組む放課後児童支援員等(以下、支援員)の皆さんにとって、これ以上何を研修すべきなの、そんな時間がどこにあるのとの愚痴が聞こえてくる。それはデータにも表れている。

でも、実は愚痴や悩みの本質は要研修に対するそれではなく、実は、この仕事をしたいと始めたものの、現場の育成支援現場は理想とはかけ離れ、連日様々なトラブルに見舞われその解決に追われ、言うことを聞いてくれない子ども前にしてくたびれ、追い打ちをかけて保護者から非難される、そんな児童クラブは少なくないのではないだろうか。平均勤続は数年、非常勤は全職員の5割を超え、決して良い労働環境ではないのが児童クラブである。

それを承知の上で述べるならば、だからこそ現場の苦悩を少しでも解決するための方向付けを目指したのが本研究の研修の体系化の提言である。

児童クラブに来所する多くの子どもは共働き家庭の子どもたちである。ともすれば一人で留守番をする学童期の子どもの生活と遊びを支えてあげられる無二の事業である。子どもの最善の利益の保障を担う重要な働きである。そんな児童クラブの日常は喧嘩やトラブルが絶えないかもしれないが、見方を変えれば、心を許せる環境で、家では出せない（かもしれない）我儘をいっぱい表現し、「先生にもっと遊んでほしい」と甘えを出すなど、子どもの特権、子ども時代しかできないことを単純かつ分かりやすく彼らは表出していると考えることができないだろうか。子どもとは「そのような時代の人」であるならば、その時代には何が適切な養育かを学ぶことで例えば特定の子の暴力行為に対処し止めることができるかもしれない。このような学びは養育方法に限らず抱える多くの課題解決の一助になるはずである。

ただ、今日までそのような学習をしようにも、何をどのように手を付けたらよいか物差しがなかったため、児童クラブにおいては具体的かつ計画的な研修に手が付けられなかった事情がある。今回の研修体系は、他の種別のものを参考にしつつも、児童クラブの独自性を尊重した内容を考えてある。縦軸には取り組むべき領域と児童クラブで必要とされる専門知識の項目（概ね指針他を参考）を並べ、横軸には、経験年数を基準にした支援員と管理者の項目となっている。何を今課題としているのか、児童理解か、保護者相談なのか、目的別に自由に選択し、対象となる職員階層を選んで、学ぶべき専門知識、スキルを知ることができる。

これは、あらゆる場面の研修に利用できるが、むしろ今の内部の問題を共有できる職員が共通に取り組み共有化でき、成果が期待できる職場内研修OJTで利用を勧める。児童クラブはチームである、全員が同じ集団を世話しているために同じ目線で学べる意味で大いに効果が期待できる。前向きな取り

組みこそ育成支援の課題を乗り越える力になり、結果として支援員とそのチームの成長につながると信じる。さらには、キャリアアップの指標となり、放課後児童クラブが社会で認知され信頼される存在になることを期待したい。

(注1) 学童保育連絡協議会「学童保育情報2018-2019」p205

10-6 研修体系モデルの活かし方、活用について

社会福祉法人聖ヨハネ会 側垣 二也

1 今回調査において研修体系モデルを活かす上で の参考データの主なものは次の通りである。

(事業所アンケート調査結果から)

- ・ 45.4%が公設公営、36.6%が公設民営、11.9%民設民営であること
- ・ 職員数は中央値が8人、そのうち非常勤職員が5人、認定資格保有者は4人の半数
- ・ 職場内研修(OJT)を実施しているが58%、実施していないが40%
- ・ OJTは専門性の向上に役立っているかについて「とても思う」「やや思う」を合わせて92.5%
- ・ 職場を離れての研修(Off-JT)の機会は「設けている(76.8%)」「設けていない(21.2%)」
- ・ OJTを実施していない理由として「実施時間の確保が難しい(48.3%)」「人員体制が整っていない(33.8%)」。Off-JTを実施していない理由として「人員不足(50.9%)」「費用(32.5%)」「開催時期・時間の問題(31.6%)」と続く
- ・ 職員に対して研修の機会が確保できているかは「できている(46.3%)」「ややできている(34.0%)」あわせて約80%
- ・ 年度内の研修計画が立てられている「ややできている(31.6%)」「できている(28.1%)」合わせて約60%
- ・ 研修を通じた人材育成が計画化されている「ややできている(37.3%)」「できていない(35.9%)」「できている(16.9%)」

2 まず、以上のデータから判明する課題として次の二つを挙げる

一つ目は、市町村の役割意識の低さである。保護者の会などが先駆的に初めた民設民営の放課後児童クラブ(以下、児童クラブ)が、近年の児童クラブの設置対策化によって行政主導で設立されてきた姿が公設民営も含めた公設が約80%の数字に表れている。市町村へのアンケートの結果では、Off-JT

の現任者研修予算は中央値0円となっている。さらに筆者の現地に出向いての聞き取り調査でも、都道府県の研修(質的向上研修事業等)に委ねていることや関連団体の自主的な研修に任せかつ正確な研修実態を把握していない傾向がみられ、また企画をする専任の担当者はいなかった。つまり市町村の役割は事業そのものの設置にあって、その後の質的向上のための積極的な研修姿勢が薄いといえる。一市町村に数個の児童クラブしかないところでは、広域ブロック化してまとめてOff-JT研修を行うなど工夫をしている場合もあるが主体的取り組みとまでは言えない。一方で、一自治体単独での研修企画、担当者配置は財政難で難しく、類似の研修が都道府県研修と競合することもあり得るし講師の確保も難しいなど問題点もある。以上の点を踏まえて新たな視点と対策を後述する。

二つ目は、放課後児童支援員(以下、支援員)の質的向上に向けた計画的な人材育成がなされていないことである。認定資格保有者は職員の半分であることは、移行期間であることを考えれば容易に理解できる。義務資格であるため今後順調に増えるであろう。むしろその後の現任研修の計画性のあり方である。OJT実施が58%、実施していない40.7%、Off-JTが前者77%、21.2%というデータがあり、OJTの実施後の93%が「専門性向上に役立っている」との結果はOJTの重要性を物語っている。ただOJTの実施率4割、Off-JTを2割が実施していないのは憂慮される結果でもある。その理由として「人員体制が整っていない」「人員不足」が筆頭に上がっている。また、調査では非常勤(短時間勤務者)が5割を超えているため「時間の確保が難しい(48.3%)」のは、勤務体制に余裕のない現場の表れであろう。そのためか、年度計画では6割が研修計画を立てているものの、年間スケジュールが決まり研修テーマを選択し派遣しやすいOff-JTに偏り、現場に則し資質向上、人材育成により効果的なOJTの計画は、職場で時間を割いて行うことからどうしても後回しになっているように観える。

3 課題を踏まえた研修体系モデルの活用

平成26年厚生労働省省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づく「放課後児童支援員等研修事業実施要項」（平成29年4月二次改正）では都道府県が放課後児童支援員認定資格研修実施し研修修了者を有資格者となって少しずつ専門的素地が作られようとしているが、同時に要綱では、補助員も含む放課後児童支援員等の資質向上研修を市町村にも「基礎的な知識や事例、技術等の共有を図る目的としたテーマ」として研修の企画を担うよう求めている。しかし、市町村の役割意識の低さから実施は低調であることを先に述べた。

今回の研修体系モデルは、従来漠然とした支援員の専門性を階層別にして学んでほしい専門的素養を例示した。基礎的な技術や知識がまず必要なのは初任者及び無資格の補助員であることを念頭にその研修内容を示している。誰を対象に何をどのように研修するかを指標として利用できるものとなり、都道府県との研修役割を仕分けし、無理のない身近な場所での市町村サイドでコンパクト研修を設定できるツールになると考える。また、周辺の児童クラブの支援員が集まって情報交換、交流の取り組みも積極的に取り組んでほしい。

計画的な職場内研修（OJT）ができていないあるいは難しい現状が第二の課題であるが、そもそも研修は目的化した初期計画の上で行われるべきであって、散歩しながら落ち葉を拾うように適当に行うものではない。目的化するためには、児童クラブ自身の課題、強化すべき機能は何か、必要とされるもの何かを検討し、達成目標を据えた計画の中で行われるべきである。研修体系モデルはその目的に沿った研修の手がかりになると考える。

例えば、年間研修の課題に則した大テーマ（指標の領域、例えばI専門員としての素養を学ぶ）を決め、次にその縦軸の項目をいくつか選択し、対象を初任者とするか全員とするか決め、初任者対象なら中堅者か管理職が講師となって行う。その際運営で大切なことは、ほとんどの児童クラブは、子どもの来所前に行うのが一般的と考えるので、無理をせず

一講座は短時間を原則とし、こまめな回数で調整する研修形式をとる、などである。ほんの一例であるので実情に合わせた創意工夫をしてほしい。

10-7 初任者に求められる専門性とは

小野 さとみ

初任者（1年から5年未満）の放課後児童支援員には、専門性の基礎形成期として放課後児童クラブの役割をしっかりと理解し、子どもの育成支援に必要な知識と技術の基礎を獲得していることが求められる。子どもと関わるのが好きであり、子どもの遊びを知り遊びの中に入り、ときには物事の善悪を子どもに説明することができることや、保護者や子どもの健全な育成を支援する地域の方々へ積極的にコミュニケーションをとることができるなどの資質を備え、子どもが安全に安心して生活できる環境を整え、怪我や事故に適切に対応すること、小学校低学年から高学年までの発達段階に応じた主体的な遊びを支援すること、障害のある子や特に配慮の必要な子どもの特性について理解し、特性に応じた遊びや生活の支援をすること、保護者との信頼関係を築くための知識やコミュニケーションの技術を有していることなど育成支援の具体的な内容が初任者の専門性として求められる。

放課後児童クラブは、安全面からもひとつの子どもの集団（支援の単位）に少なくとも2名以上の放課後児童支援員等が配置される必要があるが、個々の放課後児童クラブの現場では職員体制が2名～4名程度と少数であることが多いため、初任者であっても多岐にわたる専門性を必要とすることが求められている。また、子どもの育成支援に必要な知識及び技術は常に立ち返るべき基本となるものなので、初任者のみならずどの階層においても必要不可欠なものとして、他の階層との学びのなかで熟成していく専門性として求められる。

【放課後児童クラブの役割を理解する】

放課後児童健全育成事業の目的は、「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」ことと定められている。放課後児童クラブでは、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に

備え、子どもが安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが求められる。

放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により放課後に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けることができるように援助することが求められている。学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っていることを理解し、子どもの様子を保護者に伝え、日常的な情報交換を行うことを通じて子どもを見守る視点を保護者と放課後児童クラブとで補い合うことは保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように支援することにつながる。

【子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する】

放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき「子どもの最善の利益」を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。この言葉は、子どもの人権を尊重し、放課後児童支援員等の大人の利益が子どもの利益よりも優先されてはならないことの重要性を表している。

【児童期の発達を理解する】

小学校に就学している児童の発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら関わる必要がある。児童期全体としては、基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成され、子ども同士の関わりが変化する。

児童期の子どもの自己表現は多少なりとも複雑になっていくことから、放課後児童支援員の「おかえり」の言葉に対して皆が「ただいま」と元気よく応えるわけではなく、その時の心身の状態をすぐに話さないこともある。照れてみたり、ふざけてみたり、すねてみたりという具合にそれぞれの子どもの表現

は複雑である。それらを受け止めながら一人ひとりをあたたかく迎えるところから育成支援を始めていくことが求められている。

【遊びを理解する】

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的な行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中で子どもにとって遊びとは最も自主的で真剣な活動であり、子どもは遊びの中で自らの知恵や技能を思う存分発揮することができ、どんな相手とも平等に関わることが保障された活動であるといえる。何をして遊ぶか、誰と遊ぶか、いつまで遊ぶか等々、遊びへの関わりは子ども自らが決めることができるものであること、その時の子どもの体調や気分によって、選択される遊びの形態は異なるものであるので、子どもの意思が尊重されるものであることが必要である。

子どもは遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。ただし、実際に援助する場合には、子どもの発達に応じた柔軟なものでなくてはならない。たとえ「正しいこと」であっても、ある程度自立した仲間関係をもちはじめた児童期の子どもの対する頭ごなしの介入は、遊びを発展させることができず、子どもの自立を妨げる結果にもなることを理解しておくことが求められる。

【放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解する】

放課後児童支援員には年齢や発達の状況が異なる子どもが一緒に過ごす中で、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにできるよう保護者と連携をとりながら育成支援を行うことが求められる。おやつを適切に提供すること、ケガの応急処置や安心安全な生活環境、緊急時対応などの実践的な技術、育成支援の目標や計画の作成、日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録すること、職場内で情報を共有し、事例検討を行うことなど育成支援の

内容の充実、改善に努めること等を行う必要があることを理解する。

障害のある子ども、特に配慮の必要な子どもへの支援など固有の援助を必要としている場合には子どもの状況に応じた適切な育成支援のあり方を考える必要がある。支援を必要とする子どもや保護者への対応にあたっては、その子どもや保護者の声にしっかりと耳を傾け、「聴く」「見守る」「看る」「ちょっとした手助けをする」等をして保護者や子どもの生活を継続して支える姿勢が大切である。子どもにみられる課題の背景要因について、職員同士の気づきを共有し、情報収集と考察を深めながら、保護者、関係機関と連携をして適切に対応を図っていくことなどが求められる。

【豊かな人間性と倫理観】

放課後児童支援員は未来を担う子どもの放課後の生活と生命を守る、非常に責任の重い仕事を担っているという自覚をもつことが必要であり、一人ひとりの子どもはかけがえのない存在であり、尊厳を持った一人の人間であるとしてかかわる姿勢が求められる。常に子どもの最善の利益を尊重して育成支援を行い、健康や安全の管理など養護も含めた基本的な生活を保障し、子どもの発達段階に応じた適切なかわりや働きかけが行われなければならない。放課後児童指導員は、その言動が子どもに大きな影響を与える存在であることを自覚し、子どもや保護者の人権について十分に配慮し、守秘義務の徹底や個人情報の保護、虐待行為の禁止などの放課後児童支援員としての資格に基づく職業倫理を守ることが求められる。子どもを第一に考える姿勢を土台に、自ら主体的に業務にあたる行動力、職務内容や子どもとの関わりにおいて不明な点があれば、自ら積極的に、自発的に他の職員に質問し、チームの中で専門性を高める向上心、そして自身の実践を振り返り、絶えず改善しようとする努力などが求められる。豊かな人間性と専門性を保持・向上することに努め、専門職の自覚と誇りをもってその職責を全うすることが求められている。

10-8 中堅者に求められる専門性とは

小野 さとみ

中堅者（5年以上）の放課後児童支援員は、専門性の機能発展期として位置付けられ、放課後児童支援員の総合的な専門性と個別の専門性を充実させていくことが求められている。育成支援の全般において基本的な知識や技術を確固としたものとしていき、責任感や資質向上を図るためのモチベーションを備えていることが求められる。

子どものことについて一人ひとりの放課後児童支援員等の気づくことや、育成支援の中で抱く迷いや悩み等はそれぞれに異なっていることが多いため、子どもの様子や出来事を伝えあいながら育成支援を行っていくことが必要である。育成支援の中での連携（申し送りや引継ぎ、分担等）を効果的に行うとともに、会議（開始・終了時の打ち合わせや定例会議等）の開催や記録（業務記録・育成記録等）の作成を通じて情報交換や情報共有を図ること、事例検討を行うこと等を通して職員の子ども理解を深め、事業内容の向上を目指す職員集団を形成することが必要である。事故や怪我、トラブル、災害時等の緊急時において、状況に応じた適切な判断をし、子どもの安全を確保することや、家庭や学校、地域、関係機関と連携し、子どもの育成を支援すること、障害のある子どもや配慮の必要な子どもの支援においては、達成が可能な支援の目標、実現が可能な支援の方法を計画し、実行、評価、改善のPDCAサイクルで育成支援を見直す技術が求められる。

保護者との信頼関係のもと、身近な相談相手としての役割を担うことが求められ、保護者の気持ちを受け止め、子どもと保護者の安定した関係が維持できるように配慮しながら、理解や共感に基づいた説明や助言等を行うことが望まれる。その中で、保護者が納得でき、解決に至ることができるよう、自己決定を尊重して対応することが大切である。保護者からの相談への対応は、個人の情報が守られていることを前提として成り立つものであり、個人情報の保護、知り得た事柄の秘密保持に留意し、遵守する。

また、必要に応じて市町村の各種相談窓口や関係機関との連携が求められる。相談の内容に応じて適切な支援につなぐことができるよう、日常的に各種相談窓口や関係機関の役割や機能を十分に理解しておくことが必要であり、それらとの連携の可能性を常に考慮しておくことが求められる。子育てを通じて交流し、協力し合うことができる保護者間の関係が築かれるように、保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫するとともに、保護者組織の活動についても積極的に支援し、連携をしていくことが求められる。

自らの経験を土台に初任者や経験年数の浅い放課後児童支援員等に対して、事業の目的や意義、子どもや保護者との関わりについて指導や助言をすることで放課後児童クラブの運営に関与し、OJTの実施も求められる。放課後児童クラブの運営や地域との関わりにも中堅的な役割を担うことになる。

10-9 管理職に求められる専門性とは

小野 さとみ

管理職（概ね10年）の放課後児童支援員は、専門性の深化発展期と位置付けられる。放課後児童クラブが関わる全ての領域と課題に対して、指導・援助することが求められ、指導的な立場と共に、地域から信頼される援助者となること、関係機関との実践的な連携などリーダー的な立場をもつ。保護者・地域との連携及び危機管理を含めた安全・安心への対応について重点を置くことが求められ、要望及び苦情への対応、事故・災害等の各種マニュアルの積極的な改訂や見直しを行っていくこと、運営内容の自己評価や自己点検など放課後児童クラブの「施設としての専門性」を組織していく要となること求められる。

人材育成の観点を持ち、初任者、中堅者のOJT、Off-JTなど研修の受講計画の策定及び評価を行うこと、職員のメンタルヘルス等の職場環境に留意した体制を整備する役割も求められる。社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ「総合的な放課後児童対策に向けて」では、放課後児童クラブの今後のあり方において「放課後児童クラブの利用者の増加や、障害のある子どもや配慮を必要とする子ども・家庭が増えている現状等を考えると、放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。」と提案されており、本来であれば、放課後児童支援員等の資質を向上させるために、放課後児童クラブについてもスーパーバイザーの助言等が受けられるような体制整備が必要であるといえるが、管理職の放課後児童支援員にはスーパーバイザーとしての役割を果たすことを求められているのが現状である。そのためソーシャルワークの技法も視野に入れることが必要と捉え、研修を修了するなど自身のキャリアアップを図ることも必要である。

管理職として放課後児童クラブを運営するために

は、長期的に5年、10年後の放課後児童健全育成事業を見通した運営が必要となるため、最新の知識も得ながら洞察する先見性も求められている。

10-10 放課後児童支援員等の資質を向上させるための自治体の役割

金沢星稜大学 川並 利治

1 はじめに

筆者の30年に及ぶ社会福祉現場での経験から言えることは、人材の育成、資質の向上を担保するのはベテランからの伝承と研修である。しかしながら、指導員のうち勤続3年未満が半数（全国学童保育連絡協議会2014年実態調査）を占めるという現状においては、職員構成のバランスを欠き、職場の先輩から後輩へノウハウやスキルを受け継がれる機会も失っているといえよう。筆者の勤めていた児童相談所でも然り、ベテランからの伝承はもはや期待できないと言っていいくらい経験の浅い職員がひしめき合う。だからこそ、研修体制とSV体制の確立が重要になってくる。

2 研修を受ける権利の保障

放課後児童健全育成事業の安定的な運営を考えた際に、ヒト・カネ・モノといったハード面が今なお不充足であることは明白であるが、子どもの育成支援に携わる放課後児童支援員等の専門性の向上のために、せめて研修予算はしっかり確保してほしい。

自治体アンケート調査B調査票（市区町村）によれば、1007自治体のうち468自治体（46.5%）において予算額が0円であった。このことは、例えば都道府県の主催する研修に参加しているなど、様々な状況が考えられ、一概に全く研修を行っていないということではないだろうが、不安な結果である。相関分析を行うと自治体の人口規模が大きいと予算及び研修の実施率も高いことがみえた。

特に心配なのは、人口規模の小さな自治体は体制が整わず、研修を受けられないのではないかとということである。「研修を受ける権利」に格差はあってはならない。放課後児童支援員等の資質を向上させるためには「研修を受ける権利の保障」が、まず、大前提である。そのための自治体の大きな役割として、当然であるが、適切な人員と費用の確保を行う

ことと、研修の開催時期や時間の工夫を行わなければならない。

3 研修の充実とアドバイザー

次に研修の内容であるが、アンケートA調査票、B調査票からおおよその方向は見えている。

「放課後児童支援員の専門性を向上させるために、特に必要と思われる研修内容」について、放課後児童クラブ、自治体にそれぞれ尋ねたところ、放課後児童クラブは「特に配慮を必要とする子どもの理解」81.1%「子どもの発達理解」80.3%「障害のある子どもの理解」77.7%「保護者との連携・協働と相談支援」77.7%の順であった。

一方、自治体は「子どもの発達理解」75.0%「特に配慮を必要とする子どもの理解」73.1%「障害のある子どもの理解」72.4%「保護者との連携・協働と相談支援」70.6%と、現場と実施主体の考え方はほぼ一致していることがわかる。

このことは、現場において、一握りではあろうが、対応の困難な子どもに振り回されている現状が想定される。そして、それについては自治体所管課も把握しているということである。

昨年、現場ヒアリングを行なった際、あるクラブでは、特に配慮を必要とする事例について、「内部で話し合いながら対応しています。このやり方で良いのかとても不安。月1回でも困難事例へのアドバイスを受けられたらどんなに安心でしょうか。」という声を聞いた。

自治体としては、発達障害を含む障害のある子どもへの対応、虐待等不適切な養育環境にある子どもへの対応、保護者に対する子育て支援を含む対応について教授できる講師の情報提供や、アドバイザー等の派遣を実施するなどの役割が考えられる。

研修の充実とともに個々の事例について、クラブを巡回する専門家にアドバイスを受けられるような仕組みがあれば放課後児童支援員等の資質向上とモチベーションに大きく寄与するだろう。

4 スーパーバイザーについて

放課後児童支援員等の資質を向上させるためには、クラブについても児童相談所や児童養護施設のように、アセスメント力などソーシャルワークが応用できるスーパーバイザーの助言等が受けられるような体制整備が必要である。

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ「総合的な放課後児童対策に向けて」によれば、放課後児童クラブの今後のあり方において「放課後児童クラブの利用者の増加や、障害のある子どもや配慮を必要とする子ども・家庭が増えている現状等を考えると、放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。」と提案されている。

また、保護者向けに行ったD調査票の結果より、保護者は放課後児童クラブの利用に関して、子どもへのかかわりについては大方、満足しているものの、子育ての相談の場や保護者同士の交流の場、あるいは地域とのかかわりについてはあまり期待されていない結果が読み取れた。この点について、放課後児童支援員は、ソーシャルワーク技法も視野に入れる必要があると見受けられる。報告書で提示したキャリア区分(階層別)の「中堅者(5年以上)」あるいは「管理職(概ね10年)」のうち、一定の研修を修了した者に対して付与するなど、キャリアアップと適切なOJT確保の観点から、スーパーバイザーを配置していただきたい。

5 まとめ

放課後児童支援員等の資質を向上させる仕組みは、以上述べてきたように研修体制と現場の対応を支える専門的な助言・指導である。自治体としてこれらを支援する場合、都道府県の役割と市区町村の役割がある。これについては平成27年3月24日の放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめにおいて既に整理されている。専門的なものは都道府県、基礎的・実践的なものは市区町村と

分類されている。

ただ、現場が求めているものについて、これは基礎的、これは専門的もないだろう。

目の前の課題に対して、スピーディーに対応できるスキルや対応方法が必要である。

都道府県と市区町村が有機的に連携し、二元構造ではなく、現場の発するSOSに速やかに応えられる仕組みづくりが自治体の最も重要な役割といえるだろう。

第5部

放課後児童支援員等に求められる専門性
及び資質向上のための研修体系、
モデル提示

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示 (1)

【階層別に求められる専門性】

検討委員会

1. 放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修のあり方

放課後児童クラブで実施されている研修は、他の組織と同様に職場内での教育訓練（OJT）や職場を離れての研修の機会（Off-JT）、自己啓発（SDS）の3種類に分けられる。

- ① 職場内での教育訓練（OJT）は、様々な形態が考えられるが、放課後児童クラブ管理者等の熟練者が実際の業務をとおして指導を行うことにより、基本的な実践スキルを習得し継続的な支援により、専門性や資質等の向上に繋げていくものがある。事例の検討や実践報告会等が企画される場合もあるが、継続的な教育訓練（OJT）は、計画的に放課後児童支援員等を成長させていくことができる。
- ② 職場を離れての研修（Off-JT）は、職場外で実施される資質向上研修や職域団体等が実施するセミナー等が該当する。また、外部講師を招いて職場内の研修会に参加することによって専門的な知識、技能を講義や演習をとおして学ぶ形態も Off-JT にあたる。放課後児童支援員等に求められる基本的な知識、技能や考え方を身に付けることができることに加え、外部の参加者との学びあいや情報交換により、新たな知識、技能を獲得することができ、学んだことを放課後児童クラブの育成支援に活かすこともできる。
- ③ 自己啓発（SDS）は、自発的な学習や自主研修、資格取得等があげられる。

各放課後児童クラブにおいて OJT や Off-JT、SDS 実施の比重が異なるものの、放課後児童支援員等が自己の専門性や資質等を向上していくために、1 回の研修受講で終わるのではなく、研修目的を明らかにしながら OJT や Off-JT、SDS をバランスよく利用し、その成果を評価し、学びを日々の育成支援に活かしていくサイクルを継続していくことで般化されていくものである。OJT や Off-JT は、放課後児童支援員等の構成状況や自治体規模、予算規模によって単独での実施が難しい場合には、近隣の自治体や自治体内の放課後児童クラブが合同で実施する等の工夫も必要である。

また、放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上を向上させるためには、放課後児童クラブ運営指針第7条職場倫理及び事業内容の向上「3. 事業内容向上への取り組み（2）研修等」の中に示された事項を遵守したものであることも望まれる。

本報告書で提示した研修体系モデルを有効活用していくために、放課後児童支援員等資質向上研修事業の概要と併せて、予め関係項目を記すこととする。（※○は放課後児童クラブ運営指針、◇は放課後児童クラブ運営指針解説書を示している）

➤ 「3. 事業内容向上への取り組み（2）研修等」

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。

➤また、放課後児童クラブ運営指針解説書においても、職場内での教育訓練（OJT）や職場を離れての研修の機会（Off-JT）による専門性の向上について、詳細な説明がなされている。さらに、研修に参加して、各放課後児童支援員等が求められる専門性の向上に努めると同時に研修成果を日々の業務に活かし、放課後児童クラブに戻って学びの成果を伝達することによって知識や技能が共有され、組織としての専門性が向上していくことが次のように示されている。

◇研修等の機会の確保放課後児童クラブの運営主体には、事業内容の向上を図るため、職場内外の様々な機会を捉えて、放課後児童支援員等の資質向上を図るための教育訓練や研修等の機会を充実させ、参加を保障することが求められます。

この研修には、運営主体あるいは各放課後児童クラブが実施する研修のほか、職場外研修への参加や他の放課後児童クラブ等との交流研修も含まれます。研修等の機会の確保については、事例検討会、外部講師を招いての勉強会、他の放課後児童クラブ等との交流研修等、様々な形態が考えられます。放課後児童支援員等の意見やニーズを把握しながら、様々な研修等の機会を工夫していくことが望まれます。

また、研修等の日程や内容を積極的に放課後児童支援員等に伝え、参加を促すことも求められます。

◇研修等を通じた知識及び技能の習得、維持及び向上研修等は、参加する放課後児童支援員等にとって貴重な学びの機会であるだけでなく、放課後児童クラブにとっても新たな知識や視点を職場に取り入れ、日々の実践を振り返る貴重な機会となります。そのため、放課後児童支援員等には、研修等に積極的に参加し、知識及び技能の習得、維持及び向上に努めることが望まれます。また、研修等に参加した放課後児童支援員等が、研修参加後にその内容を職場内で伝達するなどして、学んできた知識や技能を職場内で共有することで、職場全体の知識及び技能の向上が期待できます。

なお、研修内容等については、厚生労働省の「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」において作成した「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理」（平成27年3月24日）や厚生労働省の通知「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」が参考となります。

（放課後児童支援員等の自己研鑽のための研修参加及び研修受講支援計画）

○放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

◇放課後児童支援員等が学び続けられる環境の整備放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上のためには、放課後児童支援員等が継続して自ら学び続けられる環境を整備することが重要です。そのため、運営主体には放課後児童支援員等が日々の業務における経験から学び、自己研鑽に励むことを促進することと併せて、日々の業務以外の場においても学習を積み重ねるために研修等への参加や自己啓発活動を支援することが求められます。

◇研修計画の策定事業運営の中に研修を計画的に組み込んでいけるように、年度単位等で放課後児童クラブとしての研修計画を定め、年間事業計画の中に明確に位置付けるとともに、放課後児童支援員等の間で共有することが望まれます。また、個々の放課後児童支援員等についても計画的な学びを実現し、学ぶ意欲を向上させる観点から、個別の研修受講計画を作成することが望まれます。放課後児童クラブの運営の責任者等が個々の放課後児童支援員等の知識や技能の状況や関心について把握し、互いに話し合いながら計画を立てていくことが望ましいといえます。

◇研修に参加しやすい環境の整備や自己研鑽、自己啓発への支援研修等への参加の保障に関しては、それを実現できる職員体制や労働環境の整備に取り組むことも必要とされます。また、直接的に研修に派遣するだけでなく、放課後児童支援員等個々が自ら行う自己研鑽のための取組についても情報提供等を含めて奨励し、そのための活動時間の確保や活動に係る経費補助等の形で支援していくことも考えられます。

(放課後児童支援員等資質向上研修事業)

II 放課後児童支援員等資質向上研修事業

1 趣旨・目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。) 第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員及び同条第 2 項に規定する補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

ただし、実施主体が資質向上研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部委託することができるものとする。

3 研修対象者

(1) 放課後児童健全育成事業実施要綱(平成 27 年 5 月 21 日雇発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。

(2) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(平成 27 年 3 月 31 日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定)に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験活動・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動(以下「放課後子供教室」という。)の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。

4 研修の内容

(1) 都道府県が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を市町村と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすること。

〈主な具体例〉

- 実践発表会
- 放課後児童健全育成事業の役割と運営主体の責務
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
- 子どもの人権と倫理
- 個人情報の取扱いとプライバシー保護
- 保護者との連携と支援
- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応など

(2) 市町村が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業所の運営や子どもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマとすること。

なお、いくつかの市町村が合同で実施することも可能である。

〈主な具体例〉

- 事例検討（ワークショップ形式）
- 放課後児童健全育成事業に関する基礎的理解
- 安全指導と安全管理、危機管理
 - ・救急措置と救急対応（実技研修）
 - ・防火、防災、防犯の計画と対応
 - ・事故、けがの予防と事後対応等
 - ・アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応
- おやつ工夫と提供時の衛生、安全
- 放課後児童健全育成事業所における遊びや製作活動、表現活動
- 育成支援に関する記録の書き方と工夫など

5 留意事項

- 1) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う放課後児童支援員等の資質の向上に努めること。
- (2) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童支援員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。
- (3) 受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴が確認できるよう必要な記録の整備に配慮すること。

6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

7 費用の補助

国は、都道府県又は市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

2. 放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修モデル体系

放課後児童クラブ運営指針等にも示されているように、放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の専門性及び資質向上のために職場内での教育訓練（OJT）や職場を離れての研修の機会（Off-JT）を確保し、その参加をすべての放課後児童支援員等に保障していくための指標となる研修体系（計画）を各放課後児童クラブで作成し、研修をとおした専門性及び資質向上により、放課後の子どもたちの健全育成に寄与していく必要がある。また、自治体では資質向上研修事業等において、放課後児童支援員等の専門性及び資質向上のために研修機会の提供や費用等の面で関与していくことも求められている。

ここでは主に、放課後児童クラブの運営主体による専門性及び資質向上のための指標となる研修体系について述べていくことにする。

各放課後児童クラブにおいて研修体系を作成する場合には、理念や放課後児童支援員等の人材育成の方針を具体化した内容になることが求められ、そのためにはどのような知識や技能等の専門性をどこまで獲得していくのか、階層ごとに最低限身につけておくべき知識及び技能とはどのようなものなのか、求められる具体的なスキルと能力開発の方法を研修計画に示し、目標を設定することが重要である。

また、各放課後児童クラブが自身の放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等の強みや能力開発が必要な部分を把握し、当面の課題への対応だけでなく、将来必要とされる能力の開発を含んだ研修体系を各階層に応じて作成していくことが望まれる。

そのため、本報告書では、初任者（5年未満）と中堅者（5年以上）では求められる専門性や職責も異なることから、階層別によって求められる専門性及び資質等の段階的な変化や役割にも着目しながら、採用時から放課後児童支援員等に求められる基本像を示した。放課後児童支援員等の階層については、ステージごとに①採用時求める姿②初任者（5年未満）「専門性の基礎形成期」③中堅者（5年以上）「専門性の資質充実期」④管理職（概ね10年）「専門性の深化発展期」と4つの区分とした。求める知識や専門性については、Ⅰ．放課後児童支援専門員等としての素養、Ⅱ．児童及び家庭の理解と支援、Ⅲ．放課後児童支援員等の協働の放課後児童クラブ作り、Ⅳ．放課後児童クラブの運営の4領域と56の小項目とし、各放課後児童クラブで放課後児童支援員等の人材育成の課題と能力開発の方法を検討し、各放課後児童クラブの実状に応じた研修体系を作成する際のモデルとなるように提示した。

3. 各放課後児童クラブにおける研修モデル体系の作成方法

各放課後児童クラブによって、放課後児童支援員等の求める姿や研修ニーズ、目指すべき放課後児童クラブのあり方は異なることから、本報告書で提示した研修体系モデルはあくまでも社会調査に基づいた専門性及び資質向上のためのひとつの資料であり、各放課後児童クラブの管理者がヒアリングや放課後児童支援員等の能力等を観察、分析、評価しながら、そこで導き出された結果と現状との差やギャップを埋めるために何が必要なのかという観点から、各放課後児童クラブにおいてオリジナルの研修体系モデルを作成していくことが求められる。研修体系を作成する際には、それぞれの研修の目的と特徴を明確にする一方で、求める研修成果等の目標を設定し、事前の準備と段階を踏んだオリジナルの研修体系を作っていくことで、研修効果の向上に繋げていくことができると考えている。研修体系作成フローを Table 11-1 に示した。

また、本報告書で提示した研修体系モデルは、放課後児童クラブにおいて必要となる実践の最低基準（放課後児童支援員等が最低限知っていて、身につけるべき知識、技能）すなわちミニマムエッセンスに特化した知識、技能の項目を設定している。各放課後児童クラブで求められ必要とされる知識、技能等の専門性は、各放課後児童クラブの特性や規模、放課後児童支援員等の実践経験の期間や熟練度、これまでの学び等により異なることから、各放課後児童クラブの実状に合わせて必要な研修項目を付け加えてカスタマイズしていき、オリジナルの研修体系となることを願って作成、編集したものである。

放課後児童クラブを利用する子どもたちが安心安全に過ごし、健全に育成されていくという目的は同じであっても、そこにたどり着く過程は、画一的なものではないことから、各放課後児童クラブの実態に合わせて、研修体系と研修成果を進展させいくことが放課後児童支援員等の個人の専門性だけでなく、組織としての専門性や資質向上に繋がることを念頭に置いたものである。

Table 11-1 研修体系作成フロー（1）

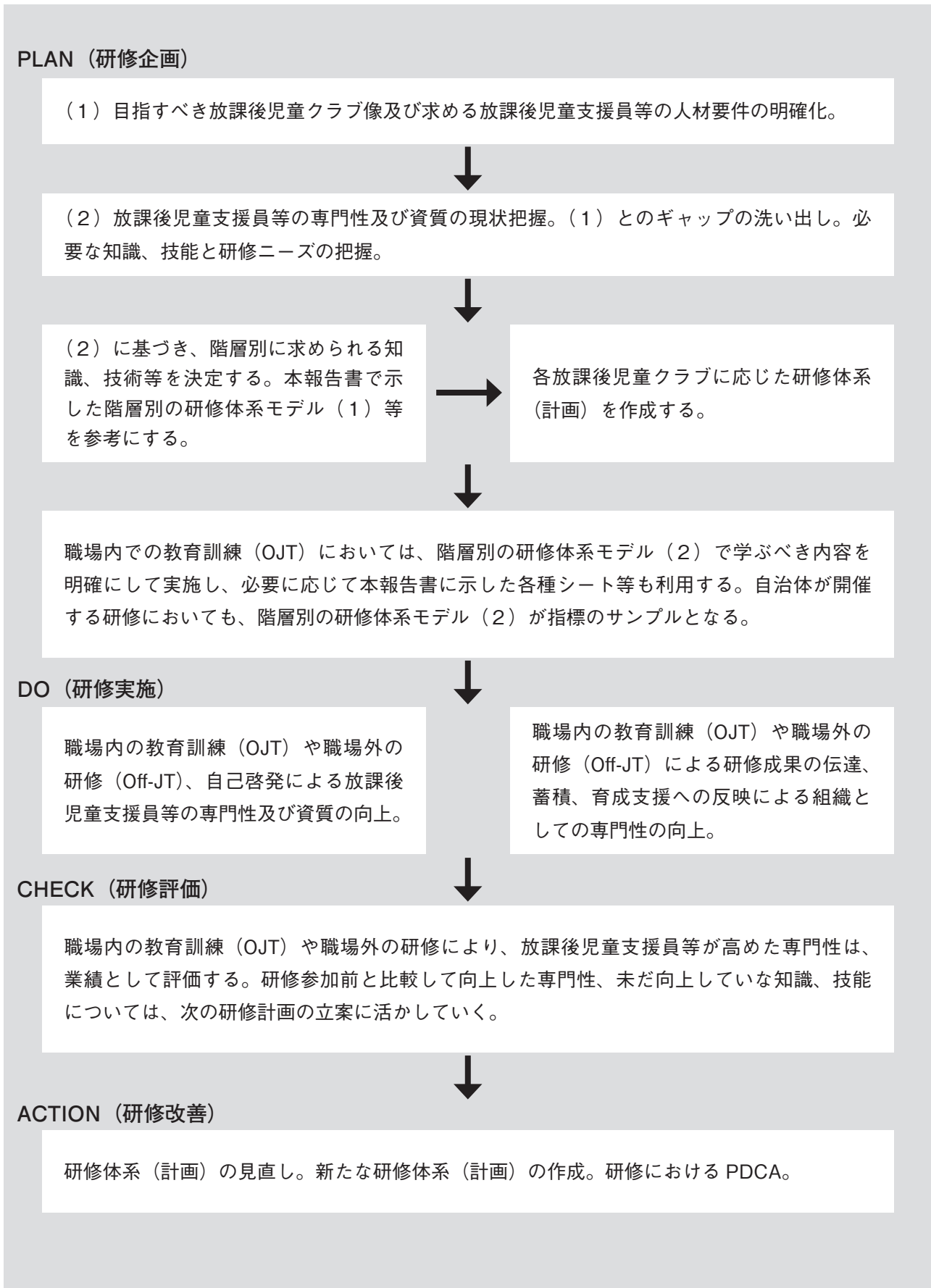
1	放課後児童クラブ管理者が目指すべき放課後児童クラブ像を示し、そのことを可能にするための放課後児童支援員等、人材要件を検討する。
2	放課後児童支援員等の専門性及び資質の現状を把握し、目指すべき放課後児童クラブや放課後児童支援員等として必要となる知識、技術の確認を行い、不足している部分を埋めるための研修内容を検討する。その際には、放課後児童支援員等の研修ニーズの把握も行う。
3	(2)に基づき、階層別に求められる知識、技術等を決定する。
4	放課後児童クラブ及び放課後児童支援員等の研修計画を作成する。
5	職場内の教育訓練（OJT）や職場外の研修（Off-JT）、自己啓発による専門性及び資質向上（SDS）
6	研修成果を活かした育成支援の実践。
7	未達成の知識、技能を把握した研修計画の見直し。

4. 各放課後児童クラブで研修体系（計画）を作成及び研修実施の手続き

Table 11-1 で示した研修体系作成フローについて、(1) から (7) までを Table 11-2 において、図式化した。放課後児童支援員等の専門性及び資質向上のために、PDCA を回すことも重要である。Plan（計画）は、放課後児童支援員等が身につけるべき知識、技術について目標を設定して、その目標を達成するためには何をし、どのような能力開発の方法によって専門性を高めていくかについて計画を立てることである。Do（実行）は、立てた研修体系（計画）を実行することであり、Check（検証）は、実施された研修によって放課後児童支援員等が身につけた知識、技能や未達成だった項目等を評価し、何が良くて、何が要因で研修の成果があがらなかったのかを検証する作業である。Action（改善）は、検証の結果、何が良くて何が良くなかったのか、結果を検証して研修体系（計画）の改善に繋げていくことである。PDCA サイクルは1周したら完了ではなく、Action（改善）は2周目のPlan（計画）のことも考えて改善策を導き、継続してブラッシュアップすることにより、精度の高い研修体系へと発展、成長していくものである。

なお、本報告書では、16種類のOJT及びSDSでの活用シートを作成したが、これはあくまでもサンプルであり、このようなシートも各放課後児童クラブでさらに高めたい専門性や資質、課題となっている部分を洗い出し、オリジナルのOJT及びSDSでの活用シートを作成していくことが期待される。

Table 11-2 研修体系作成フロー (2)



専門性の指標

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
I 放課後児童支援専門員等としての 素養	① 放課後児童支援員等としての使命感、情熱、向上心	放課後児童クラブが有する社会的責任や公共性について自覚している。	子どもの発達についての理解や遊び及び生活の支援に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めている。	日々の業務経験から学びを深めるとともに、実践から得た学びは、職場内で共有することを通じて、育成支援の充実につなげている。	常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能を持って育成支援に当たるとともに人材育成の役割を担っている。
	② 児童の権利擁護に関する知識	子どもの権利とは何かについて法制度上の基礎的な理解をしている。子どもの権利条約を読み、子どもはどのような権利の主体であるかを学んでいる。	具体的な放課後児童クラブの実践場面で、権利擁護の視点から援助と支援を考えることができる。支援方法について基礎的な理解をしており、実践に活かそうとしている。	子どもの権利擁護の場面で基本的な援助と支援を実践的に展開できるとともに自らの実践を通して、権利擁護について職場内で共有するとりくみをしている。	子どもの権利擁護あり方が問われる具体的な場面を想定して、必要な知識と技能を整理し、ほかの支援員にその内容を伝えることができている。人材育成に寄与している。
	③ 職業倫理・法令・服務規律	一般常識や社会性を身につけている。	高い倫理観を持ち、法令、服務規程を遵守しながら子ども支援を行うことができる。職場倫理を身につけ、事業向上のための取り組みを行っている。		放課後児童支援員等に対して、法令や服務規程を含む倫理についての適切な指導、助言を行っている。
	④ 個人情報・プライバシーの保護	個人情報保護法について理解している。	守秘義務を遵守して業務にあたっている。関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護している。放課後児童クラブとして、秘密保持に関して定期的にセルフチェックを含めた確認を行っている。個人情報や守秘義務の対象となる事項を理解している。電子データが外部に流失しないように定期的な点検を行っている。		
	⑤ 新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブの動向に関心を持っている。	新・放課後子ども総合プランの趣旨、目的を理解している。新・放課後子ども総合プランの定義や基本的な考え方について理解している。放課後児童クラブの動向について関心を持って、業務にあたり、社会の変化に応じた子どもや保護者への支援を行うことができる。		
	⑥ 運営指針を理解した活動	事業の目的と役割、育成支援の基本を学び理解している。また職場倫理を学び理解している。	事業の対象となる子どもの発達と配慮、育成支援の内容、障がいのある子どもと特に配慮必要とする子どもへの対応、保護者との連携などを理解し活動できる。衛生管理及び安全対策に十分配慮している。社会的責任を認識し職場倫理をしっかりと身につけ活動している。	事業の社会的責任を認識し、運営指針全体を踏まえた活動ができるよう他の職員を支え模範となつて活動している。育成支援上で起きる問題、トラブル等に適切に対処できるよう初任者及びチームを支えて活動している。	事業の社会的責任を自覚して運営し、また運営改善に努めている。放課後児童支援員等の資質向上に向けた研修を奨励し、支援を行っている。子どもと家庭のニーズを把握し、最新の法制度の動向を踏まえた運営のあり方を考え、短期的・長期的計画を示している。
	⑦ 自己研鑽に取り組む意欲	育成支援を行うにあたり、常に自己研鑽が必要であることを理解している。	日々の育成支援の営みや他の放課後児童支援員等からの助言を受け入れ、自らに必要な知識や技能について自覚し、その獲得に努めている。	子どもが主体となる育成支援のあり方を追求しながら、放課後児童支援員等としての専門性を高める知識や技能の獲得に努め、必要に応じ初任者等が必要とする知識や技能について助言することができる。	自らの自己研鑽に取り組む姿勢が初任者ならびに中堅者等の放課後児童支援員等のモデルとなることを自覚すること。初任者ならびに中堅者の自己研鑽の機会を提供できる配慮ができること。また、必要に応じ諸種のインセンティブ策を検討できる。

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
II 児童及び家庭の理解と支援	⑧ 児童の理解と支援	子どもの個性や特性、人格を尊重する態度を身につけている。	子どもへの日常的な関わりの中で、ひとり一人の子どもへの理解に努めるとともに、共感的な理解を行うことができる。	様々な情報に基づいて、子どもひとり一人の実態を総合的に把握するとともに、子どもが安心して過ごせるような雰囲気作りを行っている。	すべての子どもに関する情報共有を推進するとともに、必要に応じて他機関とも連携を図ることができる。
	⑨ 家庭環境の理解と連携	育成支援は家庭環境と密接に関係し連携して行うことを学んでいる。	保護者との面談や家庭調査票等に基づく家庭環境を把握し共有している。日常の育成支援における子どもの様子や集団活動の内容を、面談、連絡帳と連絡誌（便り）等を利用して伝え、活動内容を保護者に理解してもらい信頼関係を培っている。保護者からの相談にも積極的に対応する。同時に知りえた個人情報外部に漏れないようしている。	保護者との関係に中心的な役割を担い、他の支援員の相談、助言を行う。同時に知りえた情報の管理を徹底している。初任者の受けた相談に必要な助言や支援を行い、場合によっては関係機関や専門機関と連携して対応できる。親子関係の問題、子どもへの不適切なかかわりを知った場合は管理者と相談し対応できる。保護者と円滑な関係になるよう保護者会等の運営を担っている。	入所の子ども各家庭環境の報告を受け把握している。配慮を要する子どもとその家庭については情報を常に共有する体制を作っている。親子の虐待が発生あるいは疑いのある情報は直ちに報告を受け対策を相談し、関係機関に通告している。苦情窓口を設置し保護者に周知する。保護者相談、対応には助言をし支援している。個人情報管理のための規程を定めるなど厳密な管理に責任を負っている。要保護児童連絡協議会と積極的に連携している。
	⑩ 事故・ケガの予防と対応力	事故・ケガの予防と対応の必要性について理解している。	事故・ケガの予防と対応について理解し、実践できる。	事故・ケガの予防と対応についての対策を整備し、定期的なその内容について理解を深めると共に、その改定、見直しを行っている。	事故・ケガの予防と対応についての対策を整備し、定期的なその内容について理解を深めると共に、その改定、見直しを行っている。
	⑪ 災害の予防と対応力	災害の予防と対応の必要性について理解している。	災害の予防と対応について理解し、実践できる。	災害の予防と対応についての対策を整備し、定期的なその内容について理解を深めると共に、その改定、見直しを行っている。	災害の予防と対応についての対策を整備し、定期的なその内容について理解を深めると共に、その改定、見直しを行っている。
	⑫ 健康・衛生管理に関する知識	子どもの命を預かること、健康・衛生管理の必要性について理解している。	基本的な子どもの健康・衛生管理に関する知識を習得し、子どもの変化に気づき対応することができる。	具体的な対策を講じ、情報共有の体制づくりや情報を集約して保護者への適切な対応ができる。	マニュアルを作成し、円滑な運用ができるように環境面や職員の状況を把握し、研修等を定期的実施している。
	⑬ 食育に関する知識	食事の重要性や楽しさを理解している。	食育の意義について理解している。ライフステージごとに児童が身に付ける食育の内容について理解し実践できる。	さまざまな形で子どもたちが食に関わる機会を企画し、その機会を設けている。食物アレルギーについての知識とその対応方法を理解している。体調不慮や食物アレルギー、障がい児等、ひとり一人の心身の状況に応じた食の提供している。	
	⑭ 児童アレルギーへの対応	一人ひとりの心身の状態を丁寧に把握する視点を持っている。	食物アレルギーへの対応は利用開始時からすぐに必要なことから、把握しておくべき情報については、利用開始前に保護者と十分に情報交換を行って共通理解を持ち、保護者の不安を払拭して信頼関係を構築できるように努めている。緊急時の対応についても、放課後児童支援員等で理解、実践できる。		
	⑮ 育成記録の書き方に関する技術	育成支援の記録の必要性を理解している	子どもの生活の様子や放課後児童支援員の関わりなどを日常的に記録することを理解し実践できる。	日々の記録を活用し、打ち合わせなどにおいて一人ひとりの子どもへの共通理解を作り深めている。	記録をもとに事例検討を行い、職場内での情報共有と職員全体での子ども理解を深めている。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
	⑯ 子どもとのコミュニケーション力	—	子どもや保護者の話にしっかりと耳を傾ける等、傾聴することができる。 子どもや話し方を子どもに合わせる工夫をして、相手に伝わる話し方ができる。 褒め言葉を増やしたり、タイミングよく子どもを褒めることができる。 子どもの心情等、状況を推察しながら話をすすめることができる。		
	⑰ 障害のある児童に対する理解	障害のある子どもとその家族を理解するための基礎を学んでいる。	障害のある子どもとその家族の理解を深めるための継続的な学習の必要性を理解している。また、専門機関と連携する必要性を理解している。	障害のある子どもとその家族の支援について、質的向上を図るための継続的な学習の必要性を理解している。また、専門機関と連携して支援を行うことができる。	障害のある子どもとその家族についてのアセスメント力とコンサルテーション力の向上を図るための継続的な学習の必要性を理解している。また、専門機関と実践的に連携することができる。
	⑱ 基本的な相談援助技術	相談援助技術の基礎的理論を学んでいる。	理論をもとに実践を行い、スーパーバイズを受けながら、技術を向上している。	アセスメントやコンサルテーションのスキルを向上させている。	スーパーバイズの体制を整え、多くの学びを継続し、人材育成の役割を担っている。
	⑲ 援助に関する知識、技能	身体的発達、心理的発達についての基本的な知見を有している。	集団力動を理解し、子ども同士の関係を育む技能及び、特に配慮を必要とする子どもへの対応力を高めるための継続的な学習の必要性について理解している。また、専門機関と連携する必要性を理解している。	子ども（特に配慮を必要とする子どもを含む）とその家族の支援について、質的向上を図るための継続的な学習の必要性を理解している。また、専門機関と連携して支援を行うことができる。	子ども（特に配慮を必要とする子どもを含む）とその家族についてのアセスメント力とコンサルテーション力の向上を図るための継続的な学習の必要性を理解している。また、専門機関と実践的に連携することができる。
	⑳ 個人の人格を尊重した支援力	個人の人格の尊重という意味と意義について基本的な理解をしている。	放課後児童クラブにおける支援に関して、個人の人格の尊重の必要性についてよく理解し、実践に活かそうとしている。	個人の人格の尊重を踏まえた支援のあり方に関して基本的な援助と支援を実践的に展開できるとともに自らの実践を通して、個人の人格を尊重した支援について職場内で共有するとりくみをしている。	個人の人格の尊重が問われる具体的な場面を想定して、必要な知識と技能を整理し、創造的な発展方法を示すなどについてほかの支援員に伝えることができおり、人材育成に寄与している。
	㉑ 児童に対する受容的態度	児童期（6歳～12歳）の発達段階と一般的な特徴、発達を理解する必要性を説明できる。	児童期（6歳～12歳）の発達特徴をふまえたうえで、子どもが親しみやすい態度で接し、子どもの相談を聴くことができる。	個々の子どもの特性や発達状況に応じて、評価的な判断をせずに、公正に受容的な態度で子どもの相談を聴くことができる。	支援員や補助員の子どもとの関わりについて相談役になるとともに、子どもに対する受容的な態度の重要性と方法について、支援員や補助員に理論も含めて指導、助言ができる。
	㉒ 保護者とのコミュニケーション力	保護者の子育て支援ニーズを理解し、保護者との連携の重要性について説明できる。 保護者とのコミュニケーションにおいて配慮する視点を説明できる。	保護者と密接な連絡をとり、子どもの健康や行動、育成支援の内容について、保護者が理解できるように伝えることができる。 保護者からの相談に対して、気持ちを受け止め、信頼関係を築くことができる。	保護者に子どもの様子等を伝える手段を複数有し、伝える内容や目的に合わせて選択できる。 保護者からの相談に対して、必要があれば関係機関と連携することができる。	保護者が相談しやすい雰囲気、組織にするために、支援員や補助員に対する保護者との連携に関する研修を計画し、必要に応じて指導、助言ができる。
	㉓ 児童の支援上の課題への対応力	さまざまな特性や背景を持つ子どもたちについての基本的な知識を有している。	子どもの個々の状態について把握し、特性に応じた適切な対応ができる。	保護者の意向や職員同士の意見交換を踏まえ、個別支援計画を立てることができる。	適切な支援が行えるよう環境や体制を整え、個々の職員の対応力に応じた助言やメンタル面での配慮を行っている。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
	②④ 児童の状況把握と評価に関する能力	傾聴・共感、肯定的評価など基本的姿勢を理解している。	子どもへの基本的な養育技術について経験者の指導を受けながら身につけている。	行動観察の質的向上を図るための継続的な学習の必要性を理解している。	観察経過や予後に関する評価について指導的な立場に立って助言することができる。
	②⑤ 連絡帳の書き方	子ども一人ひとりにそれぞれ連絡帳を用意することの意味を理解している	子どもの日常の様子を保護者へ伝えることの必要性を理解する。記入の際の配慮事項を理解して記入を行っている。	子どもの日常の様子を保護者へ伝えることの必要性を理解したうえで、記入の際の配慮事項を理解し記入を行っている。	配慮事項を理解しながら記入するとともに、他の職員の連絡帳の記入の内容について把握し、状況によっては助言を行っている。
	②⑥ 通信・便りの作成、活用の仕方	通信・便りを作成することの意味を理解している。	通信は、すべての保護者へ放課後児童クラブの様子を伝えることができるため、定期的に発行をすることの必要性を理解し、作成することができる。作成の際は配慮事項について理解している。	通信を定期的に発行をすることの必要性を理解し、作成する。作成の際は配慮事項について理解し作成することができる。	作成の際は、配慮事項を理解しながら作成するとともに、他の職員の通信の内容について把握し、状況によっては助言を行っている。
Ⅲ 放課後児童支援員等の協働の放課後児童クラブ作り	②⑦ ひとり一人の興味要求に応じた支援力	子どもは権利の主体であることを理解し、子どもの立場に立った育成支援を目指している。	子どもの立場に立ちひとり一人の興味や関心を把握し深く共感しながら、その要求に柔軟に応じながら育成支援を行うことができるようになる。	子どもの立場に立ちながら、ひとり一人の興味や要求を尊重しながら、良好な集団（放課後児童クラブ等）の形成と維持に参与できるようになること。また、初任者等に子どもひとり一人の興味、関心、要求等に基づいた育成支援について助言ができる。	子どもの育成支援上の課題を見つけ出し、子ども、放課後児童支援員等、保護者、学校等の関係機関と協働して育成支援を行うことができること。良好な集団（放課後児童クラブ等）の形成と維持に注力できる。
	②⑧ 関係機関との情報交換及び関係機関との連携、推進方法	関係する機関等の種類を理解している。	子どもが円滑に過ごせるよう学校と情報交換し連続性を考えた支援を行っている。 事故防止のため下校、帰宅の安全を地域の協力を得て一緒に見守るなど、良好な関係を保っている。	学校との相互訪問、連絡会の運営等の連携調整や地域機関、地域団体、ボランティア等との連絡窓口を担っている。 関係機関へ運営の理解を求め、協力の依頼を行っている。 個人情報の規則等に従った管理を徹底している。	学校や関係機関に訪問し、事業の理解、協力を依頼説明し、円滑な連携のための環境を作っている。 要保護児童対策地域協議会への参画や個別ケース担当者会議への出席などの求めに応じて積極的な協力をを行っている。 業務上知りえた個人情報の取り扱いの規則を定め、徹底した管理を行っている。
	②⑨ 課題の理解と対応力	—	運営指針と放課後児童クラブの運営理念、方針等に照らして課題を見つけ、業務の改善に取り組んでいる。 日々の育成支援で課題を見つけ全員で共有している。 課題に向けた目標を立て改善の取り組みを計画的に行っている。 定期的な課題の改善評価を行っている。 課題解決の方法を学ぶために研修（OJT, Off-JT）を行っている。	課題の報告を受け、改善に向けた前向きな取り組みができるよう運営の在り方を検討し長期的計画を立て支援している。 課題対応、解決のための研修の企画、参加ができるよう配慮している。	
	③⑩ 運営全般にわたっての主体的な取り組み	—	定期的な会議で運営課題を積極的に意見交換する。 課題解決に向けて、目的別の研修に参加し学びを共有している。 他の放課後児童クラブ等を見学したり、関連情報を収集したりして育成支援の参考している。 子ども、保護者、地域住民の意見を謙虚に受けとめ、課題を見だし提案し、より良い育成支援を目指すことができる。	会議等で、活動の課題、問題を全員で検討し、より良い児童クラブの運営に向けた短期的、長期的目標を示している。 改善目標を実践しその結果を検証、総括ができています。 自己評価を保護者と子どもの意見も取り入れて行い、その	

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
		—	—		結果を公表し役立てている。 地元関係機関からの意見や要望、要請も受けとめ、連携を図りながら運営に臨んでいる。 子ども、保護者、地域住民や放課後児童支援員の意見を尊重し謙虚に受けとめる姿勢を持っている。
	③① 活動内容を工夫する提案力	放課後児童クラブ等が行う活動内容を把握している。	放課後児童クラブ等が行う活動内容を円滑に運営しながら、それぞれの活動内容の意味や意義を理解すること。また、提供する活動内容を子どもとともに工夫することができること。特に、子どもの遊びについては、子どもの遊びの主体は子どもにあることを理解し、＜必要のない不適切な大人の遊びへの介入＞がないよう念頭に置くこと。	放課後児童クラブ等が行う活動内容の全体像を把握しながら、それぞれの活動内容の意味や意義を踏まえながら工夫できること。また、提供する活動内容の問題点や改善点の提案を改善できるようになること。特に、子どもの遊びについては、運営する放課後児童クラブ等の実情や地域性を踏まえ、諸種の社会資源を利用しながら様々な体験ができるような活動を企画できる。	放課後児童クラブ等が行う様々な活動内容について安全管理やリスク・マネジメントを検証できること。また、初任者や中堅者等が提案した提供する活動内容の問題点や改善点の提案を真摯に受け止められること。更に、活動内容に対し、放課後児童支援員等の意見だけではなく、育成支援の主たる対象となる子どもや保護者等の意見や地域の実情を反映できる。
	③② 活動内容のマネジメント力	放課後児童クラブの生活の内容を理解している。	放課後児童クラブにおける生活に関する知識・技能を習得し支援ができる。 (放課後の生活の特徴の理解、子どもにとってのあそびの意味の理解やあそびの指導に関すること、身の周りの整理整頓、衣類の調整等基本的な生活に関すること等)	子どもが集団で生活することに関わる知識・技能を習得し支援ができる (一日の生活の見通しと流れを明らかにすること、年齢や発達異なる子どもたちが集団で生活すること等) 生命と生活を預かるうえでの基本的な知識・技能を習得し支援ができる (危険から子どもを守る、子どもが自らの安全を守るための行動について習得できるように援助、事故やケガの時の応急処置、病気やケガなどの基礎知識の習得等)	放課後児童クラブの活動内容について、他の職員への助言・指導を行うとともに、放課後児童クラブで過ごす子ども・職員が安全で安心して過ごせる環境を整えている。
	③③ 創造的に運営を変革していく能力	よい運営とは何か“子どもにとって必要な運営とは何か”働きやすい運営とは何か”について問題意識を持ち、考え続ける努力をしている。	自らの実践を通して、運営上で改善すべき点について課題意識を持つことができること。あわせて運営を改善するための具体的内容を考え続けることができる。	何をどう改善していくのかについて、意見や提案を示すことができ、運営改善のための具体化を協働してすすめることができる。	運営に関わる保護者の意見等を把握し、何をどのように改善していくべきかについて、具体的な改善策を作成することができる。あわせて支援員の抱える問題を把握し、運営上の改善策を提示することができる。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
IV 放課後児童クラブの運営	③④ 情報共有力 (報告・連絡・相談)	チームで支援にあたることを理解し、チームの一員として機能することができる。	情報共有の重要性を理解し、記録、連絡、報告、相談を徹底できる。	記録、連絡、報告、相談が適切に行われるよう自らがモデルとなって新任職員を指導できる。カンファレンスやSVを通して子どもの理解を深めることができる。	情報共有のためのシステムの整備と管理を行うことができる。
	③⑤ 望ましい集団作りを意識した行動	子どもの発達や年齢に応じた対人関係の取り方や集団形成について理解している。	個々の子どもの特性を理解しつつ、集団における子どもの状況を把握し対応を講じることができる。	子ども同士の関係性や集団生活を活かした活動内容を企画、計画し、状況に応じて柔軟に調整を行うことができる。	現状を把握し、必要に応じて助言を行う。トラブル時には保護者への説明や事前に保護者会等を開催し対応することができる。
	③⑥ 児童クラブの諸計画へ強い関与	放課後児童クラブ等が行う諸計画に対し興味や関心を持つこと。	放課後児童クラブ等が行う諸計画に積極的に関与し、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づいた改善・効率化への提案が徐々にできるようになること。	放課後児童クラブ等が行う諸計画の全体像を把握し、初任者等と協働しながら諸計画に積極的に関与するとともに、初任者等に対し助言できること。また、PDCAサイクルに基づいた改善・効率化への提案を管理者等できるようになる。	放課後児童クラブ等が行う諸計画について、自由闊達な意見提案ができるような組織づくりに注力すること。また、初任者や中堅者等が提案した改善・効率化への提案を真摯に受け止められること。更に、諸計画に対し、放課後児童支援員等の意見だけでなく、育成支援の主たる対象となる子どもや保護者等の意見や地域の実情を反映できる。
	③⑦ 仕事上の指導者としての知識、技能	—	—	運営指針等制度や法律、放課後児童クラブの理念方針を正しく理解し、最新の情報や知識を得ることに努め育成支援に活かすことができる。育成支援の専門性の向上を目指し、初任者の手本となり助言し、放課後児童支援員等が支えあうチームアプローチの育成、向上に貢献できる。課題を見つけ改善方法を提案し、全員で共有して改善計画を進んで行うことができる。日々の育成支援、保護者との関係づくりに積極的に努め、手本となり助言、悩み相談を受ける。学校等関係機関と積極的に関係づくりを進め、より良い協働のあり方を検討し、育成支援が円滑に行えるようにする。保護者会、学校、地域、関係行政機関の窓口となり調整をすることができる。	
	③⑧ 危機管理マニュアルの理解力	危機管理マニュアルの必要性について理解している。	危機管理マニュアルの内容について理解し、日常的に適切な支援を実践することができる。	危機管理マニュアルを整備し、定期的にその内容について理解を深め、実践できると共に、その改定、見直しを行うことができる。	
	③⑨ 危機の未然防止、組織的な早期対応力	危機の未然防止、組織的な早期対応力の必要性について理解し、組織的な早期対応を行うための視点を養うことができる。	放課後児童クラブの危機管理および早期対応についての課題を理解し、組織的な早期対応や改善につなげることができる。	放課後児童クラブの危機管理および早期対応についての課題を理解し、組織的な早期対応や改善につなげるとともに、連携を取り合いながら、適切な助言指導を行うことができる。	

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
V 児童の健全育成と学びの構成	④① 組織全体にかかわる受容的・共感的な支援力	—	組織の中の一員として受容的・共感的な支援力が重要であることを理解している。	受容的・共感的な支援力向上のための継続的な学習の必要性について理解している。また、人格的な成長に努め、子どもと職員のモデルとなる支援力を持っている。	人格的な成長に努め、子どもと職員及び地域から信頼されている。
	④② 業務の積極的な改善力	—	日々の育成支援を通して、子どものニーズを見つけ改善を提案することができる。 育成支援中の事故防止に努め、改善点を見つけ報告し相談することができる。 保護者の意見や要望を改善に活かすことができる。 業務全般、設備等の改善、工夫の提案をすることができる。	各種提案を整理し、相談をしたうえで管理者に報告し改善を求めることができる。 保護者から直接聞き取りあるいはアンケートなどを通して改善点を踏まえ管理職も含め全員で相談し改善することができる。 小さな提案、意見にも耳を傾ける姿勢を持つことができる。	支援員からの要改善報告に対し、必要性を再度全員で検討し、即応すべきこと、計画的に行うこと、費用の伴うことなどを整理して短長期的改善計画を立て実施することができる。 小さな出来事に大きな問題や事故が控えていることもあることを認識して慎重に対応することができる。
	④③ 同僚への適切な助言を行う力	SVを受けることを理解している。	カンファレンスに積極的に参加し、主体的に検討に加わることができる。	新任職員にSVを行う。カンファレンスに積極的に参加し、ケースから学ぶことができる。	ケースカンファレンスをリードする。OJTが活発にできるような体制を整備することができる。
	④④ ICT(情報通信)機器	PCの基本的な操作を理解しようとしている。	状況に応じてパソコンやデジタル教材を導入しようと努力することができる。 ICT機器を利用した育成支援を実践することができる。 PCでお便りや育成記録を作成することができる。 ICT(情報通信)機器の便利さだけでなく、危険性についても理解をしながら支援を行うことができる。		
	④⑤ 関係機関の役割とコーディネート力	—	子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、放課後児童支援員等同士の交流による学校や地域との連携のあり方を理解する。 関係機関との日常的、定期的な情報交換、情報共有の機会を設ける。その際には、個人情報の保護に留意しているかの確認も行う。	日々の子どもの生活の様子を伝え、関係機関の人々の理解と協力が得られるような関わりを築いていく。	
	④⑥ 特別なニーズをもつ児童への支援力	特別なニーズをもつ子ども（発達障害傾向、性的マイノリティ児、被虐待児、貧困児、多国籍児など）の特性や背景、学校や児童クラブでの困り事について理解し、支援の意義を説明できる。	児童クラブにおいて、特別なニーズをもつ子どもの困り事を低減し、生活の質を高めるために、「個別の支援計画」を作成し、一人ひとりの特別なニーズに応じた支援を実践できる。	学校や教育センター、児童発達支援センターなどの関係機関と連携し、「個別の支援計画」による支援の成果を多面的に評価し、支援計画を改善できる。	特別なニーズをもつ子どもへの支援について、相談窓口担当者の指名や研修計画、支援会議、支援計画の見直しサイクル等の年間計画を作成し、組織的な支援体制を構築できる。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初心者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
	④⑥ 運営計画、内容の作成、実行力	—	運営計画の作成にかかわり参画できる。	運営計画の具体案と実行力を持っており、管理職に提案や意見を述べることができる。	運営計画や方針を文書にして、職場内に提起できる。
	④⑦ ボランティアの受け入れについて	—	ボランティアの受け入れや目的を明確にし、放課後児童支援員等で情報を共有して受け入れを検討することができる。	個人情報の取扱や活動内容等、ボランティア受け入れの基本的なルールについて放課後児童支援員等で話し合いの機会を設けている。	ボランティア活動保険等に加入し、不測の事態に対しても対応することができている。
	④⑧ 要望及び苦情への対応力	要望や苦情を把握することの重要性と放課後児童クラブが家庭支援や児童福祉の機能を持っていることを学んでいる。	保護者とともに子ども自身もさまざまな要望や苦情などを持っていることを認識し、それらを日常的なコミュニケーションの中で気づき、受け止められるようになること。	要望や苦情がさまざまな形で発信されることに対して、まず支援員として受け止め、放課後児童クラブがどのように解決・緩和・軽減していくのかということの問題提起できること。	要望や苦情について、担当する支援員が受け止めた内容も総合しながら正確に把握し、放課後児童クラブとしてどのように解決・緩和・軽減していくのかということについて協議し、具体的なとりくみ方針を立てること。
	④⑨ 各種マニュアルの作成力	—	放課後児童クラブの業務内容を整理し、必要なマニュアルの確認を行う。子どもの安全安心に係わるマニュアルは迅速に整備している。	各種マニュアルの内容を理解し、子どもの健全育成のための適切な実践ができる。各種マニュアルを整備し、定期的にその内容について理解を行うとともに、その改定、見直しを行い、活用できるマニュアルを整備している。	放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしている。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な予防、対応を図っている。 1. 子どもや保護者への対応にあたっての基本姿勢と配慮事項について学びを深める。 2. 保護者や子どもの生活を継続して支えていくという視点で対応を行っていく。 3. 放課後児童クラブの事業内容について、保護者への説明、交流の機会をつくる。 4. 放課後児童クラブの育成内容を整理し、育成内容を伝える資料を作成する。 5. 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応については、必要に応じて市町村と連携し、専門機関につなぐ方法について、放課後児童支援員等、職員同士で確認を行う。 6. 地域、関係機関への説明、交流の機会をつくる。
	⑤⑩ 計画に基づく研修の実行力	専門職として専門性の向上に努める意欲がある。	課題解決のための知識、技能を整理し、放課後児童クラブの研修課題を把握している。	職場の実践課題を把握し、職場内の教育訓練（OJT）及びOFF-JTについて、年間研修計画を立て計画に基づく研修を実践する。研修に関する情報を周知している。	研修等を通じた知識及び技能の習得、維持及び向上のために、年間の研修計画及び個人の研修計画を作成できている。研修成果については、放課後児童クラブ内で共有することができている。
	⑤⑪ 運営内容の自己評価、自己点検	自己の実践課題を理解し、評価する視点を持っている。	放課後児童のクラブの課題や自己の実践課題を理解し、業務の改善に繋がることができる。	放課後児童のクラブの課題や自己の実践課題を理解し、業務の改善を行うとともに、その進捗状況の管理を行う。	自己評価結果については、放課後児童支援員等、職員同士で話し合い業務の確認を行う機会を設けている。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	採用時求める姿	初任者（5年未満） 専門性の基礎形成期	中堅者（5年以上） 専門性の資質充実期	管理職（概ね10年） 専門性の深化発展期
	⑤② 育成支援内容の保護者への説明	保護者や子どもの生活を継続して支えていくという視点を持っている。	児童の様子を日常的に保護者に伝えることは、保護者が育成支援の内容を理解する手助けになることを理解し実践することができる。 子どもや保護者への対応にあたっての基本姿勢と配慮事項を理解している。	連絡帳や保護者の迎えの際の連絡等を通して、児童の様子を日常かつ継続的に保護者に伝え続けることを育成支援の中に位置付けて実践することができる。 放課後児童クラブの事業内容について、保護者への説明や交流の機会を設けている。	
	⑤③ 事業内容の地域、関係機関への説明	地域の実情を把握しようとする努力ができる	地域の実情の把握に努めるとともに地域組織や児童と関わる関係機関に事業内容を伝えることができる。	日々の子どもの生活の様子を伝え、地域の人々の理解と協力が得られるような関わりに努めることができる。 放課後児童クラブの育成内容を整理し、育成内容を伝える資料を作成している。 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応については、必要に応じて市町村と連携し、専門機関につなぐ方法について、放課後児童支援員等、職員同士で確認を行っている。 地域、関係機関への説明、交流の機会を設けるように努めている。	
	⑤④ 新任職員への助言指導	—	—	育成支援に必要な専門的知識及び技術を実践的に伝える。	放課後児童クラブの社会的責任と職業倫理についての理解を具体的事例をもとに理解を深められるよう援助を行う。
	⑤⑤ 中堅職員への助言指導	—	—	—	学校、地域、関係機関との連携、専門機関の機能及び役割理解と連携のありかたを理解できるよう援助を行う。 リスクマネジメントの理解、保護者とのコミュニケーションのあり方の理論的理解ができるように援助を行い、相談しやすい環境を整え、助言、指導を行う。
	⑤⑥ 資質向上のための意欲	育成支援を行うにあたり、常に資質向上が必要であることを理解すること	日々の育成支援の営みや他の放課後児童支援員等からの助言を受け入れ、資質向上に努めること。 また、自らの資質向上が育成支援の質の向上に繋がることを理解すること。	子どもが主体となる育成支援のあり方を追求しながら、放課後児童支援員等としての専門性を高める知識や技能の獲得に努め、必要に応じ初任者等が必要とする知識や技能について助言することができる。	自ら資質向上に取り組む姿勢が初任者並びに中堅者等の放課後児童支援員等のモデルとなることを自覚すること。初任者並びに中堅者の資質向上の機会を提供できる配慮ができること。また、必要に応じ諸種のインセンティブ策を検討できること。

※ 放課後児童支援員に求められる専門性及び資質向上のために示した本研修体系モデル提示（1）（2）（3）は、本調査結果及び放課後児童クラブ運営指針、同解説書行政資料等を参考にしながら作成したものである。

研究 12

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示 (2)

【カリキュラム内容】

検討委員会

専門性の指標

領域	ステージ 項目	研修カリキュラム
I 放課後児童支援専門員等としての素養	① 放課後児童支援員等としての使命感、情熱、向上心	1. 子どもに対する人権意識について。 2. 放課後児童クラブに関する法令の理解について。 3. 一般教養や社会性、倫理観について。
	② 児童の権利擁護に関する知識	1. 児童（子ども）の権利とは何かー子どもの権利条約に学ぶ。 2. 「権利擁護」とは具体的にどのような取り組みが求められているかー支援のレベルと法制度のレベルでの対応。 3. 専門職の児童虐待・体罰をめぐる問題と防止の課題ー児童への権利侵害をなくすための具体的とりくみについて。 4. 保護者の虐待・体罰に対する対応・援助方法について。 子ども間の暴力の現実と権利擁護の具体的とりくみ。
	③ 職業倫理・法令・服務規律	1. 放課後児童クラブ運営指針第7章「職場倫理及び事業内容の向上」について理解を深める。その際、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理について学ぶ。 2. 法令遵守の必要性から、各種通知や児童福祉法、児童虐待防止法等の法令、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約等において規定されている児童の人権を尊重する事項についても理解を深める。 3. 子どもや保護者の人権に配慮して、ひとり一人の人格を尊重した支援のあり方を学ぶ。 4. 定期的に職業倫理、法令の遵守の状況を確認する機会を設ける。
	④ 個人情報・プライバシーの保護	1. 個人情報保護法について理解する。 2. 個人情報や守秘義務の対象となる事項を整理する。 3. 電子データが外部に流失しないように定期的な点検の機会を設ける。
	⑤ 新・放課後子ども総合プラン	1. 新・放課後子ども総合プランの趣旨、目的を理解する。 2. 新・放課後子ども総合プランの定義や基本的な考え方について理解する。 3. 児童健全育成事業の動向について関心を深める。
	⑥ 運営指針を理解した活動	1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準」を学習する。 2. 基準に基づく運営指針の目的と意義を理解する。 3. 事業の対象となる子どもの発達を学び児童理解につなげる。 4. 放課後児童クラブにおける育成支援の内容を学び育成支援に活かす。 5. 放課後児童クラブの運営内容を正確に共通理解する。 学校と地域との関係の重要性を理解し積極的に働きかけ連携を深める。 施設及び設備、衛生管理及び安全対策を学び育成支援に活かす。 職場倫理を身につけ、事業向上のための取り組みに努める。
II 児童及び家庭の理解と支援	⑦ 自己研鑽に取り組む意欲	1. 「児童厚生員・放課後児童支援員の職業倫理」に対する理解。 2. 放課後児童クラブ運営指針（解説書）の特に第7章「職場倫理及び事業内容の向上」に対する理解。
	⑧ 児童の理解と支援	1. 個人や人格の尊重について。 2. カウンセリングマインドについて。 3. 子どもの的確な実態把握と支援について。 4. 情報共有と関係機関との連携について。
	⑨ 家庭環境の理解と連携	1. 利用にあたっての面談や家庭調査票に基づいて家族関係と家庭状況を把握する。 2. 育成支援活動を通して子どもの様子、活動内容などを日常的に保護者に伝え、連絡帳や定期的な連絡誌（便り）等を利用して、情報を伝え信頼関係を築く努力を続ける。共に育てることを意識した謙虚な態度で臨み保護者と共感関係を培う。 3. 保護者や関係組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう援助する。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	研修カリキュラム
		<ul style="list-style-type: none"> 4. 保護者から親子関係、子育て方法等の悩み相談について保護者の自己決定を尊重した傾聴の姿勢を持つ。 5. 必要な助言やできる限りの支援を行い、場合によっては関係機関や専門機関と連携して対応する。 6. 業務上知りえた情報は個人情報として取り扱いに注意する。また、個人情報管理規則等を整える。
	⑩ 事故・ケガの予防と対応力	<ul style="list-style-type: none"> 1. 事故対応マニュアルの作成及び放課後児童支援員等との理解・情報共有（助言、指導含む）。 2. 放課後児童クラブ内の過去の事故事例（箇所、状況、対応等）の洗い出し・情報共有・必要対応の確認、事故時の報告書作成。 3. 事故時のケガ等対応のための準備及びプロセスの確認・情報共有（応急処置、救命救急対応、衛生管理等）。 4. 事故予防のための安全面の日常的な確認、安全点検（遊具ほか）、安全ルール作り・情報共有（放課後児童支援員等、子ども）。 5. 学校、地域（保護者含む）、関連機関との連携。
	⑪ 災害の予防と対応力	<ul style="list-style-type: none"> 1. 防災マニュアルの作成及び放課後児童支援員等との理解・情報共有（助言、指導含む）。 2. 災害時の対応のための計画・準備（避難通路、経路の確認、安全マップの作成他）。 3. 災害予防のための安全点検、避難行動・ルート等の情報共有（放課後児童支援員等、子ども）。 4. 定期的な防災訓練の計画・実施。 5. 学校、地域、関連機関との連携。
	⑫ 健康・衛生管理に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 1. 健康・衛生管理の意義、重要性について理解している。 2. 健康管理・衛生面での日常的な準備や配慮が必要な際の対応について理解し、行動できる。 3. 情報の収集や環境設備のリスク対応について報告、共有できる。 4. 家庭、学校、関係機関との連携や支援を求める方法の知識を有している。
	⑬ 食育に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 1. 食育の意義について理解する。 2. さまざまな形で子どもたちが食に関われる機会を設ける。 3. 食物アレルギーについての知識とその対応方法について学ぶ。 4. 体調不良や食物アレルギー、障がい児等、ひとり一人の心身の状況に応じた食の提供について学ぶ。
	⑭ 児童アレルギーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 1. 食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、花粉症等、多様なアレルギーに関する理解を深める。 2. アレルギーの症状と緊急時の対応方法について、理解し実践できるようにする。 3. 子どものアレルギー情報について保護者から聴き取り、子どもの健康状況について職員間で情報を共有する。
	⑮ 育成記録の書き方に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生活の様子や放課後児童支援員の関わりなどを日常的に記録することへの理解。 2. 記録を活用し、打ち合わせなどにおいて一人ひとりの子どもへの共通理解を深める。 3. 職場内での情報共有と事例検討の必要性。
	⑯ 子どもとのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 1. 相手の話にしっかりと耳を傾ける等、傾聴について理解を深める。 2. 子どもや話し方を子どもに合わせる工夫をし、伝わる話し方を学ぶ。 3. 褒め言葉を増やしたり、タイミングよく子どもを褒める方法を理解する。 4. 子どもの状況を見ながら話をすすめる技法を理解する。
	⑰ 障害のある児童に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> 1. 障害の概念について。 2. 障害のある子どもの理解について。 3. 発達障害のある子どもへの支援について。 4. 障害のある子どもと家族への支援（倫理的配慮と情報共有）について。 5. 障害児にかかわる施策と今後の方向性（専門機関等との連携）について。
	⑱ 基本的な相談援助技術	<ul style="list-style-type: none"> 1. 相談援助技術に関する基礎的理論の理解。 2. 相談援助技術の実践（アプローチや技法、計画・記録・評価、スーパービジョン、他機関との協働、専門職連携を含む）。 3. 援助技術のさらなる向上（事例分析やフィールドワーク、振り返りなど）。
	⑲ 援助に関する知識、技能	<ul style="list-style-type: none"> 1. 相談援助の基本について。 2. 特に配慮を必要とする子どもの理解について。 3. 子ども虐待、DV、の理解と基本的な対応について。 4. 貧困や外国にルーツをもつ子どもとその家族への支援について。 5. 社会資源の活用・調整と関係機関との連携について。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	研修カリキュラム
	⑳ 個人の人格を尊重した支援力	<ol style="list-style-type: none"> 子どもと家族の生活問題の現実と家族の多様性に関する知識。 (家庭における子どもの状況把握、個々の子どもが置かれている家族関係の捉え方など) 放課後児童クラブにおけるそれぞれの子どもの存在を把握する知識と技能。 (集団の中での個の存在の捉え方、個別の子どもへの適切な関わり方など) 子どものよいところをどのように発見するののかについての知識と技能。 (子どものマイナス面よりもプラス面をどう発見していくのかという基本的な視点の獲得など)
	㉑ 児童に対する受容的態度	<ol style="list-style-type: none"> 児童期(6歳～12歳)の発達段階と一般的な特徴、発達を理解するための理論について。 共感的で受容的な態度に関する意義と技術、教育・福祉現場での応用について。 共感的で受容的な態度で傾聴する技術について。
	㉒ 保護者とのコミュニケーション力	<ol style="list-style-type: none"> 保護者の子育て支援ニーズ、保護者と連携を図る際の留意点について。 保護者に子どもの様子と育成支援の内容を伝える際の伝達手段の種類と目的に応じた使用について。 仮想事例を通じた特定の状況における伝達手段や関係機関との連携に関する事例検討について。 保護者との連携が困難な事例に関する検討会について。
	㉓ 児童の支援上の課題への対応力	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの発達や、発達段階に応じた特徴に関する知識を有している。 配慮が必要な子どもの特性や対応方法について理解し、適切な対応を行うことができる。 環境面での整備や、具体的な課題を明確化し、支援方法を提案できる。 家庭、学校との連携を行い中長期的な目標を掲げ支援計画を立てることができる。
	㉔ 児童の状況把握と評価に関する能力	<ol style="list-style-type: none"> 相談援助の過程について。 傾聴・受容・共感の理解と技法について。 計画・記録・評価の技法について。 振り返りと評価の方法について。
	㉕ 連絡帳の書き方	<ol style="list-style-type: none"> 連絡帳を効果的に活用すること。(保護者に子どもの様子を日常的・継続的に伝えるため、子ども一人ひとりにそれぞれ用意し、活用する) 記入の際の配慮事項。 (子どもが見ることができるとしては記入とあわせて保護者と直接話をする必要もある、放課後児童クラブとして責任をもって内容を記入していること等)
	㉖ 通信・便りの作成、活用の仕方	<ol style="list-style-type: none"> 通信・便りを作成することの意味を理解。 (定期的に発行を行うことで児童クラブのすべての保護者に伝えることができる) 通信の内容について。 (行事の予定や連絡事項、児童クラブでの子どもの様子等を記入する等) 記入の際の配慮事項。 (子どもの人権に配慮した内容や表現、個人情報の取り扱い等を考慮すること等)
	㉗ ひとり一人の興味要求に応じた支援力	<ol style="list-style-type: none"> 児童の権利に関する条約に対する理解(特に、第12条、第13条、第15条、第31条)。 各放課後児童クラブ等における子どもの興味や関心に対する把握する。 特別な支援を必要とする子どもの興味や関心と要求に対する把握する。 上記2および3を把握した上での支援のあり方の計画と実行する。
	㉘ 関係機関との情報交換及び関係機関との連携、推進方法	<ol style="list-style-type: none"> 子どもが円滑に生活を過ごすことができるよう、学校と情報交換や情報共有をし、生活の連続性を保障する。 公開授業や学校行事に参加するなど、学校での子どもの様子を知る機会を作ることに心がける。 学校の先生の訪問を求め、定期的な連絡会を開催するなど、生活に関わる情報交換を日常的、定期的に行うよう努める。 学校からの連絡窓口担当者を決め、また学校側にも担当者を決めてもらうことで連絡調整を円滑に行う。 職務上知りえた個人情報について、その取扱い、管理の方法を取り決め、できれば規程を定め責任をもって管理する。また、保育所、幼稚園に情報を提供したり得たりする際には、あらかじめ保護者から同意を得る必要がある。 学校に併設される場合に学校施設の利用は学校の理解と協力が不可欠であり、教育委員会、市町村の担当部局とも打ち合わせ、利用承諾手続きなどの連携を図る。 周辺の住民や地域団体、民生委員・児童委員などは、学校からの下校、来所、帰宅にあたっての事故防止、防犯の協力、見守りが期待されるため、普段から支援員や子どもとの交流の機会を見つけ良好な関係を保つ。 地域のボランティア団体等民間団体と連携し、訪問をお願いし、交流を深め健全育成に協力してもらう。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ	研修カリキュラム
	項目	
Ⅲ 放課後児童支援員等の協働の放課後児童クラブ作り		<p>9. 近隣の医療機関、保育所などの児童福祉施設、幼稚園、児童館、図書館など、また警察署（交番）、消防署などにも活動パンフレットなど配布や相互訪問による協力依頼などを行い、必要に応じた協力をお願いする。</p> <p>10. 市町村の要保護児童対策協議会への参画あるいは個別ケース担当者会議への出席が求められた場合は、積極的に協力し連携する。</p>
	②⑨ 課題の理解と対応力	<p>1. 運営指針と放課後児童クラブの運営理念、方針等に照らして課題を見つける。</p> <p>2. 日々の育成支援で課題を見つけ全員で共有する。</p> <p>3. 課題に向けた目標を立て改善のために短長期計画を立て取り組む。</p> <p>4. 定期的な課題の改善評価を行う。</p> <p>5. 課題解決の方法を学ぶために内部研修 OJT を行いあるいは職場を離れた研修（Off-JT）に参加する。</p>
	③⑩ 運営全般にわたっての主体的な取り組み	<p>1. 運営指針に示された運営理念運営指針に照らして運営の課題となることを定期的な会議で共有し解決に向けた短期的、長期的計画を立てる。</p> <p>2. 課題解決に向けて短期的・長期的計画を立て、目的にかなう内外研修、他の放課後児童クラブの見学、関係団体の情報収集、あるいは法制度の改正や社会の情報も受けとめ取り入れて役立てる。</p> <p>3. 改善結果を定期的な会議で検証総括し、未改善の場合は再度計画する。</p> <p>4. 運営改善についての自己評価を保護者と子どもの意見も取り入れて行い、その結果を公表し、職場内で話し合い事業の改善を図る。</p> <p>5. 子ども、保護者、地域住民あるいは支援員の意見を尊重し検討し対応する姿勢を持つ。</p> <p>6. 地元関係機関からの意見や要望、要請も受けとめ、連携を図りながら運営に臨む。</p>
	③⑪ 活動内容を工夫する提案力	<p>1. 環境構成（人的、物的）の理解。</p> <p>2. 子どもの多様な遊びや興味関心に対する理解。</p> <p>3. 子どもが自ら進んで放課後児童クラブ等に通い続けられるような工夫。</p> <p>4. 子どもが主体的に活動内容や特に遊びを選択できるような工夫。</p> <p>5. 子どもや保護者のニーズを把握した活動内容の提案。</p>
	③⑫ 活動内容のマネジメント力	<p>1. 放課後児童クラブにおける生活に関する知識・技能。（放課後の生活の特徴の理解、子どもにとってのあそびの意味の理解やあそびの指導に関すること、身の周りの整理整頓、衣類の調整等、基本的な生活に関すること等）</p> <p>2. 子どもが集団で生活することに関わる知識・技能。（一日の生活の見通しと流れを明らかにすること、年齢や発達の異なる子どもたちが集団で生活すること等）</p> <p>3. 生命と生活を預かるうえでの基本的な知識・技能。（危険から子どもを守る、子どもが自らの安全を守るための行動について習得できるように援助、事故やケガの時の応急処置、病気やケガなどの基礎知識の習得等）</p>
	③⑬ 創造的に運営を変革していく能力	<p>1. 放課後児童クラブの基準と運営指針に沿った運営のあり方についての理解。（「職員体制」（ひとつの子どもの集団（支援の単位）に複数の放課後児童支援員等を配置することが必要）、「子どもの集団の規模（支援の単位）」「開所時間及び開所日」「利用の開始に関わる留意事項」「運営主体」「労働環境整備」「適正な会計管理及び情報公開」の項目で自己点検・相互検討していくこと）</p> <p>2. 運営基準に基づく職員体制や集団の規模等に関する具体的な内容の理解。（子どもや保護者の人権への配慮、権利擁護、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関すること等、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等についての理解）</p> <p>3. 子どもの視点及び保護者の視点に即して、運営の改善・変革をすることを継続的に追究していくこと。（支援員の視点だけでなく、子どもと保護者の視点を大切にしながら運営を変革していく課題を整理すること）</p> <p>4. 地域住民・団体等との連携を追究することを通して、運営のあり方を検討すること。（地域住民等が参加する運営や地域に開かれた運営のあり方を追究することを通して、運営を変革していく視点を獲得していくこと）</p> <p>5. 海外における放課後児童クラブ（学童保育）の基礎的な環境条件、基本的な運営の理念、さまざまな運営上の工夫などからの学びとヒントを得ること。</p>
	③⑭ 情報共有力（報告・連絡・相談）	<p>1. チームアプローチの理解について。</p> <p>2. 危機管理と報連相（適切な職場体制の構築）について。</p> <p>3. カンファレンスとスーパービジョンについて。</p> <p>4. 情報共有のためのシステムの整備と管理について。</p>

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ	
	項目	研修カリキュラム
IV 放課後児童クラブの運営	③⑤ 望ましい集団作りを意識した行動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発達を考慮した集団における子どもたちの行動や心理について理解している。 2. 子どもたちの関係性や集団力動を理解し、適切な対応ができる。 3. 子どもたちの年齢や発達、個性を活かした社会性を育む生活の工夫や集団活動を展開することができる。 4. 望ましい集団作りのための環境整備や配慮、方法に関する知識を有し、具体的な提案ができる。
	③⑥ 児童クラブの諸計画へ強い関与	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後児童クラブ等で実施している諸計画の情報の共有。 2. PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの理解。 3. 特定の計画を事例とした評価と改善計画の策定。 4. 実際の計画に対する PDCA サイクルの運用。
	③⑦ 仕事上の指導者としての知識、技能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 育成支援の専門性の向上を目指し、初任者の手本となり助言ができる。 2. 運営指針等制度や法律を放課後児童クラブの理念方針を正しく理解し、最新の情報の知識を得ることに努め育成支援に活かすことができる。 3. 放課後児童支援員同士が支えあうチームアプローチの育成、向上に貢献できる。 4. 課題を見つけ改善方法を提案し、全員で共有して改善計画を進んで行うことができる。 5. 子ども育成支援、保護者との関係づくりに積極的に努め、初任者の手本となり助言、悩み相談を受ける。 6. 学校等関係機関と積極的に関係づくりを進め、より良い協働のあり方を検討し、育成支援が円滑に行えるようにする。 7. 保護者会、学校、地域、関係行政機関の窓口となり調整ができる。
	③⑧ 危機管理マニュアルの理解力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危機管理の意義、重要性についての理解。 2. 事故、災害他、危機・問題の予防のための日常的な準備の内容や発生時の対応についての理解及び行動。 3. 情報の収集や職場においてリスク、危険についての報告、共有。 4. 学校、地域、関係機関に支援を求めるタイミングと方法についての知識、理解、行動。
	③⑨ 危機の未然防止、組織的な早期対応力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事故、災害他危機・問題対応マニュアルの作成及び放課後児童支援員等との理解・意識共有（助言、指導含む）。 2. 放課後児童クラブ内の過去の危機発生事例（内容・対応等）の洗い出し・情報共有・必要対応の確認、発生時の報告書作成。 3. 危機発生時の対応のための準備及びプロセスの確認・情報共有。 4. 未然防止のための日常的な確認、ルール作り・情報共有（放課後児童支援員等、内容に応じて子どもとも）。 5. 学校、地域（保護者含む）、関連機関との連携。
	④⑩ 組織全体にかかわる受容的・共感的な支援力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員のメンタルヘルスについて。 2. 望ましい職員集団の形成について。 3. 求められる社会的責任について。
	④⑪ 業務の積極的な改善力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日々の育成支援を通して、変化する子どものニーズを見つけて改善方法を提案する。 2. 育成支援を通して下校時から帰宅にわたる事故防止に努め、改善点を見つけ報告し相談して対策をとる。 3. 子どもと保護者の希望、提案、要望を活かした前向きな改善ができる。 4. 業務全般について、方法、設備の改善、工夫の提案をする。 5. 定期的な会議において育成支援全般の課題を報告し、改善策を考え実践し、検証を繰り返す。
	④⑫ 同僚への適切な助言を行う力	<ol style="list-style-type: none"> 1. スーパービジョンとについて。 2. ケースカンファレンスについて。 3. 解決志向アプローチを活用したケースカンファレンスについて。
	④⑬ ICT(情報通信)機器	<ol style="list-style-type: none"> 1. PCの基本的な操作を理解する。 2. ICT機器を利用した育成支援を実践する。 3. PCでお便りや育成記録を作成する。
	④⑭ 関係機関の役割とコーディネート力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、放課後児童支援員等同志の交流による学校や地域との連携のあり方を理解する。 2. 関係機関との日常的、定期的な情報交換、情報共有の機会を設ける。その際には、個人情報保護に留意しているかの確認も行う。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ	
	項目	研修カリキュラム
V 児童の健全育成と学びの構成	④⑤ 特別なニーズをもつ児童への支援力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別なニーズをもつ児童の特性と基本的な支援について。 (発達障害傾向、性的マイノリティ児、被虐待児、貧困児、多国籍児など)の特性と基本的な支援方法に関する講義) 2. 特別なニーズをもつ児童への「個別の支援計画」の作成と活用について。 (支援計画を作成するための実態把握と支援目標の設定、支援方法の立案、支援の評価に関する講義) (仮想事例をもとにした個別の支援計画の作成演習) 3. 関係機関と「個別の支援計画」を活用して、支援の役割を明確化するための連携について。 (仮想事例をもとにした個別の支援計画を連携に活用した成功事例、失敗事例の検討) 4. 特別なニーズをもつ児童を児童クラブで組織的に支援するための体制構築と維持について。 (組織的な支援体制チェックリストに基づく自身の児童クラブの自己点検と他の児童クラブとの意見交換)
	④⑥ 運営計画、内容の作成、実行力	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全で安心できる施設運営について。 2 運営計画の作成と実施について。 3 他自治体、他放課後児童クラブの取り組みについて。
	④⑦ ボランティアの受け入れ	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアの受け入れや目的を明確にし、放課後児童支援員等で情報の共有を行う。 2. 個人情報の取扱や活動内容等、ボランティア受け入れの基本的なルールについて放課後児童支援員等で話し合いの機会を設ける。 3. ボランティア活動保険等について理解する。
	④⑧ 要望及び苦情への対応力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要望及び苦情とは何かについて、表面上（ことばや文章）出されてくる内容の捉え方について考える。 (それらの背後にある真意や期待などについてもどう読み取るのか、多角的視点での把握方法など) 2. 要望及び苦情を日常的にどのように把握できるのかについて、対面的なコミュニケーションとともにシステムとしてどのように整備していくのかを考える。 (日常的会話のなかでの把握、保護者会などでの把握、システムとしての要望や苦情の把握の方法について検討する) 3. 要望及び苦情をどう整理して、具体的に解決すべき課題として位置づけ、取り組んでいくか。 (ファーストコンタクト、初期対応、中期的対応、長期的対応などについて時系列で対応を考える)
	④⑨ 各種マニュアルの作成力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後児童クラブの業務内容を整理し、必要なマニュアルの確認を行う。子どもの安全安心に係わるマニュアルは迅速に整備する。 2. 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。 3. 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え 必要な対応を図る。 4. 簡潔なマニュアルを作成し、必要事項を放課後児童支援員等で共有する。 5. マニュアルを実際に使用し、定期的に改訂する。
	④⑩ 計画に基づく研修の実行力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後児童クラブ運営指針第7章「職場倫理及び事業内容の向上」について確認を行う。 2. 課題解決のための知識、技能を整理し、放課後児童クラブの研修課題を把握する。 3. 研修等を通じた知識及び技能の習得、維持及び向上のために、年間の研修計画及び個人の研修計画を作成する。研修成果については、放課後児童クラブ内で共有する。
	④⑪ 運営内容の自己評価、自己点検	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後児童クラブの運営内容について自己評価を行う。また、自己評価の方法と内容についても理解する。 2. 運営内容の評価、自己点検にあたり、どのような項目が必要になるかを整理する。 3. 自己評価結果については、放課後児童支援員等、職員同士で話し合い業務の確認を行う。 4. 課題解決のための進捗を把握する。
	④⑫ 育成支援内容の保護者への説明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもや保護者への対応にあたっての基本姿勢と配慮事項について学びを深める。 2. 保護者や子どもの生活を継続して支えていくという視点で対応を行っていく。 3. 放課後児童クラブの事業内容について、保護者への説明、交流の機会をつくる。
	④⑬ 事業内容の地域、関係機関への説明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後児童クラブの育成内容を整理し、育成内容を伝える資料を作成する。 2. 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応については、必要に応じて市町村と連携し、専門機関につなぐ方法について、放課後児童支援員等、職員同士で確認を行う。 3. 地域、関係機関への説明、交流の機会をつくる。

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	ステージ 項目	研修カリキュラム
	⑤4 新任職員への助言 指導	1. 育成支援に必要な専門的知識及び技術。 2. 放課後児童クラブの社会的責任と職業倫理についての理解。 3. 具体的事例をもとに職業倫理についての理解を深める。 (一人ひとりの人格の尊重、虐待行為の禁止、差別の禁止、守秘義務の遵守、個人情報の取り扱いとプライバシーの保護、保護者との信頼関係の構築、自己研鑽及び研修についての理解等)
	⑤5 中堅職員への助言 指導	1. 学校、地域、関係機関との連携。 2. 専門機関の機能及び役割理解と連携。 3. リスクマネジメントの理解。 4. 保護者とのコミュニケーションのあり方の理論的理解。 5. 新任職員への助言、指導。
	⑤6 資質向上のための 意欲	1. 各放課後児童支援員等の育成支援の内容に関する自己評価。 2. 自己評価の把握と資質向上に向けた改善の意欲を持つ。 3. 職場内研修の実施。 4. 職場外研修の活用。 5. 管理職等による、他の放課後児童支援員へのエンカレッジ。

研究 13

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示 (3)

【研修活用シート】

検討委員会

専門性の指標の自己チェックリスト

領域	項目	自己評価	ステージ			氏名
			できている	ふつう	努力が必要	
						資質及び専門性をさらに向上させたり、改善のために必要な事柄について
I 放課後児童支援専門員等としての素養	放課後児童支援員等としての使命感、情熱、向上心	(例) ○				(例) 放課後児童ラブの使命を理解し、さらに人権意識を持って子どもの育成支援にあたっていく。
	放課後児童支援員等としての使命感、情熱、向上心					
	児童の権利擁護に関する知識					
	職業倫理・法令・服務規律					
	個人情報・プライバシーの保護					
	新・放課後子ども総合プラン					
	運営指針を理解した活動					
	自己研鑽に取り組む意欲					
	児童の理解と支援					
	家庭環境の理解と連携					
II 児童及び家庭の理解と支援	事故・ケガの予防と対応力					
	災害の予防と対応力					
	健康・衛生管理に関する知識					
	食育に関する知識					
	児童アレルギーへの対応					
	育成記録の書き方に関する技術					

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	項目	自己評価				資質及び専門性をさらに向上させたり、改善のために必要な事柄について
		できている	ふつう	努力が必要		
Ⅲ 放課後児童支援員等の協働の放課後児童クラブ作り	子どもとのコミュニケーション力					
	障害のある児童に対する理解					
	基本的な相談援助技術					
	援助に関する知識、技能					
	個人の人格を尊重した支援力					
	児童に対する受容的態度					
	保護者とのコミュニケーション力					
	児童の支援上の課題への対応力					
	児童の状況把握と評価に関する能力					
	連絡帳の書き方					
	通信・便りの作成、活用の仕方					
	ひとり一人の興味要求に応じた支援力					
	Ⅳ 放課後児童クラブの運営	関係機関との情報交換及び関係機関との連携、推進方法				
課題の理解と対応力						
運営全般にわたっての主体的な取り組み						
活動内容を工夫する提案力						
活動内容のマネジメント力						
創造的に運営を変革していく能力						
情報共有力（報告・連絡・相談）						
望ましい集団作りを意識した行動						
児童クラブの諸計画へ強い関与						

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示

領域	項目	自己評価	できている	ふつう	努力が必要	資質及び専門性をさらに向上させたり、改善のために必要な事柄について
V 児童の健全育成と学びの構成	仕事上の指導者としての知識、技能					
	危機管理マニュアルの理解力					
	危機の未然防止、組織的な早期対応力					
	組織全体にかかわる受容的・共感的な支援力					
	業務の積極的な改善力					
	同僚への適切な助言を行う力					
	ICT(情報通信)機器					
	関係機関の役割とコーディネート力					
	特別なニーズをもつ児童への支援力					
	運営計画、内容の作成、実行力					
	ボランティアの受け入れについて					
	要望及び苦情への対応力					
	各種マニュアルの作成力					
	計画に基づく研修の実行力					
	運営内容の自己評価、自己点検					
	育成支援内容の保護者への説明					
	事業内容の地域、関係機関への説明					
	新任職員への助言指導					
	中堅職員への助言指導					
資質向上のための意欲						

1. 私になりたい放課後児童支援員等

なりたい放課後児童支援員等になるために必要なこと

1 あなたはどのような放課後児童支援員等になりたいですか。文書やイラストにして、理想とする支援員になるために必要なことをまとめてみましょう。

2. 理想の放課後児童クラブ

理想とする放課後児童クラブに
していくために必要なこと

1 あなたが理想とする放課後児童クラブは、どのような児童クラブですか。そのことを実現していくためにどのようなことが必要になりますか。文書やイラストにして、理想の放課後児童クラブになるために必要なことをまとめてみましょう。

2 放課後児童クラブの現状についての課題と改善策についてまとめてみましょう。

課題と感じられる状況	改善策

3. 私が身につけたい専門性と資質

専門性を向上させた特に身につけたい専門性や資質について

1 なりたい放課後児童支援員等になり、理想とする放課後児童クラブを実現するために、あなたが身につけたい専門性と資質を文書にしてまとめてみましょう。その際、研究13 研修体系モデル(3)の自己評価チェックリストを参考にしてみましょう。

2 放課後児童支援員等としての自分の強みと課題、課題の改善方法をまとめてみましょう。

強み	課題	改善方法

4. 私のこれまでの研修履歴

専門性を向上させるために受講したり、自ら学んだことの整理

1 になりたい放課後児童支援員等になり、理想とする放課後児童クラブを実現するために、あなたが身につけた専門性と資質を文書にしてまとめてみましょう。その際、研究13 研修体系モデル(3) の自己評価チェックリストを参考にしてみましょう。【研修の領域】Ⅰ. 放課後児童支援専門員等としての素養、Ⅱ. 児童及び家庭の理解と支援、Ⅲ. 放課後児童支援員等の協働の放課後児童クラブ作り、Ⅳ. 放課後児童クラブの運営【実施方法】① OJT ② Off-JT ③ SDS

受講日	研修名	研修内容	研修領域	実施方法
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

5. 年間研修計画

組織として専門性を向上させるための実施計画

1 放課後児童支援員等の専門性及び資質を向上させ、理想とする放課後児童クラブを実現するための年間研修計画を文書にしてまとめてみましょう。その際、研究12 研修体系モデル(2)の学ぶべき学習事項等を参考にしながら取り組みましょう。【研修の領域】Ⅰ. 放課後児童支援専門員等としての素養、Ⅱ. 児童及び家庭の理解と支援、Ⅲ. 放課後児童支援員等の協働の放課後児童クラブ作り、Ⅳ. 放課後児童クラブの運営【実施方法】① OJT ② Off-JT ③ SDS

研修実施日	研修の目的及び内容	研修領域
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

●確認

- ・ 放課後児童クラブ運営指針第7章「職場倫理及び事業内容の向上」
- ・ 放課後児童クラブ運営指針解説書第7章「職場倫理及び事業内容の向上」
- ・ 「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理 ―放課後児童クラブの資の向上のための研修企画検討会まとめ―」

6. 個別の研修計画

放課後児童支援員等として専門性を向上させるための研修計画

1 放課後児童支援員等の専門性及び資質を向上させるために、自分が学んでみたい研修内容を文章にまとめてみよう。その際、研修体系モデル(2)の学ぶべき学習事項やシート3に示された自分の強みや課題等を参考にしながら取り組みましょう。【研修の領域】Ⅰ. 放課後児童支援専門員等としての素養、Ⅱ. 児童及び家庭の理解と支援、Ⅲ. 放課後児童支援員等の協働の放課後児童クラブ作り、Ⅳ. 放課後児童クラブの運営【実施方法】① OJT ② Off-JT ③ SDS

専門性及び資質向上のために身につけたい知識、技能	研修領域	実施方法

7. 研修報告書

放課後児童支援員等として専門性を向上させるための振り返り

1 放課後児童支援員等の専門性及び資質を向上させるために、自分が学んだことを振り返り、報告書に整理することで知識、技能を般化させましょう。報告書は放課後児童支援員等にも回覧することで学びの成果を共有しましょう。日々の育成支援に活かすことで、組織としての専門性の向上に繋げていきましょう。

日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	会場	
研修 内容			

8. 研修報告書の活用

研修をとおして学んだ知識、技能を
育成支援に活かすための振り返り

1 放課後児童支援員等が研修で学んだことを整理し、日々の育成支援に繋げていくことは、個人としての専門性及び資質等の向上に加えて、組織力を高めていくことにも繋がります。今回の研修をとおして分かった自己の課題と改善策についてまとめましょう。

--

2 今回の研修の成果をどのように日々の育成支援に繋げていくことが可能か考えてみましょう。

--

3 今回の学びを踏まえ、次回の研修で身につけたい専門性や資質等を記述しましょう。

次回の研修テーマ	
今後、身につけたい専門性や資質等	

9. Off-JT の実施方法

放課後児童支援員等として専門性を向上させるための職場外研修（Off-JT）

1 放課後児童支援員等の専門性及び資質を向上させるために、シート5やシート6に示された各種研修計画に基づいたOff-JTの実施を検討しましょう。

研修実施の手続き	☑ 研修実施のための留意点
Off-JT の企画	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員等の研修ニーズを把握した企画となっている。 <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブの実態や課題改善等、研修の目的が設定されていること。 <input type="checkbox"/> 研修講師の選定を行っている。 <input type="checkbox"/> 事例検討、実践報告、放課後児童健全育成事業に関する基礎的理解等、研修方式の検討を行っている。
Off-JT の準備	<input type="checkbox"/> 研修の日程を設定している。 <input type="checkbox"/> 研修資料の確認を行い印刷等の準備が整っている。 <input type="checkbox"/> 外部講師の場合、プロフィール、謝金や旅費の有無等について確認している。 <input type="checkbox"/> 実施の流れや会場レイアウトを確認している。
Off-JT の実施	<input type="checkbox"/> 担当者が当日の流れについて打ち合わせを行っている。 <input type="checkbox"/> 進行について確認をしている。
Off-JT 終了後の評価	<input type="checkbox"/> 振り返りシート等を活用して専門性及び資質向上に繋げている。 <input type="checkbox"/> アンケート等により、OJT の評価を行い、課題があれば次回の OJT の実施に活かしていく体制ができている。

● 確認

- ・ 放課後児童クラブ運営指針解説書第7章「職場倫理及び事業内容の向上」（2）研修等
- ◇ 研修等の機会の確保
- ◇ 研修等を通じた知識や技能及び技能の習得、維持及び向上
- ◇ 放課後児童支援員等が学び続けられる環境の整備
- ◇ 研修計画の策定
- ◇ 研修に参加しやすい環境の整備や自己研鑽、自己啓発への支援
- ・ 放課後児童支援員等資質向上研修事業
- ◇ 研修の内容

10. 階層別の専門性の一例

研修計画の策定にあたり、組み
入れたい専門性や資質等

1 放課後児童支援員等の専門性及び資質を向上に係わる社会調査から、階層別の専門性や資質として次の結果が示されたことから、研修計画策定の際に参考になるものと考えられます。

● 採用時にニーズが高かった上位5項目

上位項目	専門性及び資質に関する項目
1	児童とのコミュニケーション能力（平均値 3.65）
2	事故・ケガの予防と対応力（平均値 3.38）
3	児童の発達に関する理解（平均値 3.32）
4	いじめの予防と対応力（平均値 3.23）
5	障害のある児童に対する理解（平均値 3.22）

● 初任者（1年から5年未満）に対してニーズが高かった上位5項目

上位項目	支援内容または役割
1	個人情報・プライバシーの保護（平均値 3.69）
2	保護者とのコミュニケーション力（平均値 3.49）
3	家庭環境の理解と連携（平均値 3.41）
4	職業倫理・法令・服務規律（平均値 3.40）
5	ケアに関する知識、技能（平均値 3.33）

● 中堅者等（5年以上）に対してニーズが高かった上位5項目

上位項目	支援内容または役割
1	情報共有力（報告・連絡・相談）（平均値 3.76）
2	児童に対する受容的態度（平均値 3.75）
3	児童の状況把握と評価に関する能力（平均値 3.69）
4	児童の支援上の課題への対応力（平均値 3.67）
5	個人の人格を尊重した支援力（平均値 3.66）

● リーダー（事業管理者）に対してニーズが高かった上位5項目

上位項目	支援内容または役割
1	危機の未然防止、組織的な早期対応力（平均値 3.83）
2	危機管理マニュアルの理解力（平均値 3.82）
3	要望及び苦情への対応力（平均値 3.78）
4	組織全体にかかわる受容的・共感的な支援力（平均値 3.77）
5	同僚への適切な助言を行う力（平均値 3.74）

● 確認

- ・ 本報告書第2部～第4部、アンケート調査及びインタビュー調査結果
- ・ 放課後児童クラブ運営指針第2章「事業の対象となる子どもの発達」、第3章「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」
- ◇ 子どもの発達と児童期
- ◇ 児童期の発達の特徴
- ◇ 児童期の発達過程と発達領域
- ◇ 児童期の遊びと発達
- ◇ 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
- ◇ 育成支援の内容
- ◇ 障害のある子どもへの対応
- ◇ 特に配慮を必要とする子どもへの対応
- ◇ 保護者との連携
- ◇ 育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務

OJT 及び SDS での活用シート

11. 個人情報・プライバシー保護

放課後児童クラブにおいて保護すべき
個人情報・プライバシー保護の理解

1 「個人情報保護法」における「個人情報」とは何を示しているか記述してみましょう。

2 放課後児童クラブにある個人情報に該当するものを記述しましょう（電子情報、書面情報）。

【電子情報】

【書面情報】

3 「個人情報保護」の観点から、放課後児童クラブの現状についての課題と改善策についてまとめましょう。

課題と感じられる状況	改善策

● 確認

・ 放課後児童クラブ運営指針第7章「職場倫理及び事業内容の向上」

◇ 職場倫理とは

・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

◇ (6) 秘密保持等（基準第16条）

OJT 及び SDS での活用シート

12. 子どもや保護者とのコミュニケーション

子どもや保護者とのコミュニケーションの在り方、信頼関係の構築

1 子どもや保護者とのコミュニケーションにおいて心掛けていることを記述しましょう。

● 子ども

● 保護者

2 子どもや保護者とのコミュニケーションにおいて課題と感じていることを記述しましょう。

● 子ども

● 保護者

3 子どもへの育成支援を振り返り、褒め方・叱り方について、心がけていることを記述しましょう。

● 確認

- ・ 放課後児童クラブ運営指針解説書第3章「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」1. 育成支援の内容
 - ◇ 放課後児童クラブに通う子ども
 - ◇ 保護者との連携
 - ◇ 育成支援の留意点9項目
 - ◇ 子どもや保護者への対応に当たっての基本姿勢と配慮事項

OJT 及び SDS での活用シート

13. 子どもの発達に関する理解

事業の対象となる子どもの発達
と配慮事項に関する理解

1 概ね 6 歳～8 歳の子どもの発達特徴と配慮事項を整理し、記述しましょう。

● 子どもの発達特徴

● 配慮事項

2 概ね 9 歳～10 歳の子どもの発達特徴と配慮事項を整理し、記述しましょう。

● 子どもの発達特徴

● 配慮事項

3 概ね 11 歳～12 歳の子どもの発達特徴と配慮事項を整理し、記述しましょう。

● 子どもの発達特徴

● 配慮事項

● 確認

- ・ 放課後児童クラブ運営指針解説書第 2 章「事業の対象となる子どもの発達」1. 子どもの発達と児童期、2. 児童期の発達特徴、3. 児童期の発達過程と発達領域、4. 児童期の遊びと発達、5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
- ◇ 放課後児童クラブに通う子ども
- ◇ 保護者との連携
- ◇ 育成支援の留意点 9 項目
- ◇ 子どもや保護者への対応に当たっての基本姿勢と配慮事項

OJT 及び SDS での活用シート

14. 配慮を必要とする子どもの理解

配慮を必要とする子どもの支援
にあたって配慮

1 児童虐待の防止等に関する法律第2条に定義された児童虐待の定義について確認し、記述しましょう。

虐待の種類	虐待の具体的な内容
身体的虐待	
性的虐待	
ネグレクト	
心理的虐待	

2 放課後児童クラブにおける児童虐待ケースへの対応として、重要な役割を果たす要保護児童連絡協議会の目的と役割について整理し、記述しましょう。

目的	役割

3 特別に配慮を必要とする子どもとは、どのような子どもかを整理し、記述しましょう。

4 放課後児童クラブとして、特別に配慮を必要とする子どもや保護者への支援にあたっての基本姿勢と配慮事項を整理し、記述しましょう。

5 要支援児童等の早期把握と市町村や関係機関等への情報提供の仕方について整理し、記述しましょう。

● **確認**

- ・ 放課後児童クラブ運営指針第3章「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 発達障害者支援法
- ・ 児童福祉法

OJT 及び SDS での活用シート

15. 子どもの安全安心への対応

放課後児童クラブにおける生活場面
や緊急時の対応について理解する

1 放課後児童クラブにおける生活場面や緊急時における対応について、チェックリスト☑に基づいて確認してみよう。

- 子どもの健康及び心身状態については、毎日、放課後児童支援員等全員で情報を共有している。
- 子どものアレルギー疾患については、保護者から聞き取りを行い放課後児童支援員等全員で情報を共有している。
- 地域の医療機関の情報について、放課後児童支援員等全員で情報を共有している。
- 子どもの緊急対応（健康面）に関するマニュアルの作成を行っている。
- 子どもの緊急対応（災害）に関するマニュアルの作成を行っている。
- マニュアルは定期的に改訂し、必要な情報を組み込んでいる。
- 緊急時の医薬品が用意されている。
- 災害時の食糧が備蓄されている。
- 緊急時の連絡体制、連絡網が整備されている。
- 緊急時の対応方法について研修を実施している。
- 登下校時の安全について安全マップ等を作成し、子どもと一緒に確認している。
- 不法侵入者への対応がなされている。
- 火気点検について毎日行っている。
- 子どもの安全安心に関する通知、法令、運営指針を定期的に確認している。
- 消火法の訓練を理解している。
- 心肺蘇生法について理解している。
- 遊具の破損等について定期的に確認を行っている。
- アレルギーの子どもへの対応を理解している。
- 災害時の避難経路について子どもと一緒に確認している。
- 感染症対策を実施している。
- 嘔吐物の処理方法を理解している。
- 擦り傷の対応方法について理解している。
- 骨折が疑われる子どもへの対応方法を理解している。
- 誤飲をした子どもへの対応方法を理解している。
- 災害情報について、自治体と情報共有する仕組みがある。
- 不審者情報について、自治体と情報共有する仕組みがある。
- ヒヤリハット事例等、事故、災害情報を蓄積している。
- 事故、災害時に地域の方の協力が得られる体制が整っている。
- 事故や怪我が起こりやすい場所を把握している。
- 子ども間の人間関係にも注意を払い、変化を見逃さないようにしている。
- 子どもの引渡について訓練が行われている。
- 非常用持ち出し袋を準備している。

2 放課後児童クラブにおけるアレルギー対応について、アレルギーの特徴や注意事項について整理して、記述しよう。

アレルギー疾患の種類	特徴	放課後児童クラブで注意したいこと
食物アレルギー		
アトピー性皮膚炎		
気管支ぜんそく		
アレルギー性鼻炎		

3 災害時の放課後児童クラブから第1次避難場所までの経路について、地図を書いて確認してみよう。

4 放課後児童クラブ内を確認し、防災上配慮が必要と思われるところを記述しましょう。

5 地震による被害から身を守るために子どもたちに指導すべき内容を、次の場面に応じて記述しましょう。

放課後児童クラブの 室内で活動 しているとき	
放課後児童クラブの 屋外で活動 しているとき	

6 火災による被害から身を守るために子どもたちに指導すべき内容を整理して記述しましょう。

記述欄

●確認

- ・放課後児童クラブ運営指針第1章「総則」3.
- ◇放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- ・放課後児童クラブ運営指針第3章1
- ◇育成支援の内容
- ・放課後児童クラブ運営指針第6章1～2
- ◇施設及び設備
- ◇衛生管理及び安全対策

OJT 及び SDS での活用シート

16. 学校・地域との連携

関係諸機関と連携して行う支援
の実際

1 子どもの育成支援にあたって、連携先である地域の関係諸機関とその機関の支援内容、役割について記述しましょう。

関係機関	支援内容と役割

2 これまでに、関係諸機関と連携した事例について記述しましょう。

3 2 に記した事例で円滑に連携ができた例とできなかった例（解決策を含む）を記述しましょう。

●確認

- ・放課後児童クラブ運営指針第5章1～4
- ◇学校との連携
- ◇保育所、幼稚園等との連携
- ◇地域、関係機関との連携
- ◇学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
 - ・設備運営基準第5条第3項
 - ・設備運営基準第20条

放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のための研修体系、モデル提示 (4)

【放課後児童クラブにおけるあそび環境】

鶴見大学短期大学部

仙田 考

1. 本稿の目的、ねらい

本稿においては、本調査のなかで明らかとなった、放課後児童クラブにおけるあそび環境に関する視点、課題の整理を基に、放課後児童支援員等の専門性・資質向上に向けた研修の内容についての可能性について検討したい。

2. 本調査結果から挙げられたあそび環境についての課題の整理と研修に向けた提案

本調査結果では、あそび環境について、主につきの3点の課題が指摘された。

1) 事故等の危機管理の対応

本調査結果から、放課後児童支援員等の専門性・資質として、放課後児童クラブ施設内外での安全対処への高さが重要と見なされていることが明らかとなった。

「研究3.「放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のあり方・調査A票」の詳細分析(1)の(2)放課後児童クラブ従事者の採用時、初任者、中堅者等に求められる専門性の評価」では、「採用時に求められる専門性」の上位3項目の内、「5. 事故・ケガの予防と対応力」が2番目に挙げられており、放課後児童クラブの活動に関わる職員となるための重要な資質条件として考えられていることがわかる。子どもたちの活動に関わるなかで、あそび内容・方法のみならず、活動時に起こりうる事故やケガ、またその予防、対策についても技能や知識を併せ持つことが大切であることを理解していることが必要である。具体的な予防、対策については、マニュアルの理解をはじめ、活動を通して身に着け、行動できるように努めることが求められる。

また、「リーダーに求められる専門性」の上位3項目の内、「2. 危機の未然防止、組織的な早期対応力」「1. 危機管理マニュアルの対応力」が1、2番目に挙げられている。ここで示される「危機」とは、事故、災害等に限らないことも考えられるが、これらを含めて考えるとすると、事故、災害時等対応のための安全マニュアルの作成・更新、対応対策内容の理解、職員間の周知、事前準備・訓練、日常的な安全点検、保護者や施設外関係機関との情報共有等が重要であり、リーダーがマネジメントを担う役割は大きいと考えられる。

専門性・資質向上のための研修では、あそびの中でつながりうる事故・ケガの状況や予防、対応方法とともに、事故等報告書の作成及びマニュアルの更新、施設内外での情報共有・連携の在り方についても学ぶ機会となることが望ましい。

2) 室内の音環境

また、子どもへのアンケート調査結果から、放課後児童クラブについて具体的に困っていることとして、「部屋がうるさい」ことが最も多く挙げられ、室内の音環境が問題として指摘されていた。

「5-2. 放課後児童クラブを利用している子どもの活動内容」では、子どもの活動内容として、低学年、高学年ともに、「部屋あそび」「宿題」が平均85%を超えている。また、「5-3. 放課後児童クラブに通う子どもたちの状況」で「困っていること」についての高学年のアンケートでは「部屋がうるさい」が最も多かった(121人(12.2%))。

これらから、部屋あそびと勉強(宿題)が同時に行われる可能性や、活動部屋の狭さ、また音響(室内の反響音)の問題などが予測される。

具体的な対応としては、①活動時間や場所を分ける、②簡易可能な音響対策の実施などが考えられる。

①の活動時間については、あそびと勉強の時間を別々に分けることや、活動場所については、部屋が複数確保できる場合は、宿題の部屋とあそびの部屋を、もしくは室内（宿題）と屋外（あそび）といった、場所の区分けを行うなどの工夫を行うことが考えられる。

②の音響対策の実施については、天井や壁、家具等に吸音素材のボードを貼る、天井から吊り下げる等が考えられる。

専門性・資質向上のための研修では、①②の具体的な対策方法を具体的に学べる機会があると望ましい。

3) あそび環境の展開

子どもへのアンケート調査結果では、放課後児童クラブについて具体的に困っていることとして、「遊ぶ場所が狭い」ことが次に最も多く挙げられており、あそび環境についての問題が指摘されていた。（「5-3. 放課後児童クラブに通う子どもたちの状況」で「困っていること」についての高学年のアンケートにおいて「遊ぶ場所が狭い」が2番目に多い（75人（7.5%））。

室内のあそび場の面積については、各施設が所有する環境そのものの課題のため、場所を広げる等の対応は現実的に容易ではない。そのため、テラスや中庭、屋上などの施設の外部空間や、空き地、公園等の屋外の活用も含めた、あそびが展開できる場所を再検討する。（屋外の活用については、安全性、近隣への配慮等も併せて検討する必要あり）

室内においては、あそび場の面積は増やせないかもしれないが、稼働家具（棚、タオル掛けほか）などを用いた小さな仕切りや、カーペット等を置くことで、いくつかのあそびコーナーを作成し、動きの少ない異なるあそび（ごっこ遊びや積み木など）を並行して展開するなどの対応も考えられる。

またほかにも、シンプルな素材（板、ベンチ、丸太等。屋外ではタイヤ等も）をいくつか組合せて、平均台のような橋を作って渡るなど、その場で小さ

な遊び場をつくることなども検討できるのではないだろうか。

専門性・資質向上のための研修では、あそびコーナーづくりや、素材あそびの展開などを具体的に学べる機会があるのも有効となる。

まとめ

今回主な課題として挙げられた、事故等への対応、室内の音環境、子どものあそびと、施設環境との関わりについては、放課後児童クラブ支援員等が、日々実際に面する課題ではないだろうか。現場で活かしていくことができるよう、研修の場でこのような視点について、学ぶことができる機会をぜひ検討してほしい。

研修体系、モデルを活用するために 【活用のための提言】

金沢星稜大学

川並 利治

1 はじめに

放課後児童支援員等の資質を向上させるための研修は、資格取得のようなクリアすれば済むものではなく、自らがスキルアップやキャリアアップを実感でき、自他両者の人格的成長に寄与するものでなければならない。つまり、一過的な知識の習得ではなく、継続的な学習であり、そのことを現場の職員も実施主体の担当者も理解していないといけない。

したがって、職員体制が組めない、日常業務が多忙だからといって研修権が阻害されることはあってはならないだろう。

2 研修実施単位

研修の実施単位レベルは児童相談所や児童養護施設などの専門職を参考にすると 全国レベル、地域レベル（都道府県または市区町村やブロック別）、現場レベルの3段階で行われている。

筆者の経験で言えば、全国レベル及び地域レベルでの研修は、他の地域の取り組みを知ることができるとともに、研修後の情報交換会などで名刺交換などを行い、後日、困難事例を相談できたりするためたいへんモチベーションが向上する。ただし、放課後児童指導員等の全国レベルの研修はこれまで実施されておらず、今後の検討課題である。

また、現場レベルの研修として、OJTの充実はもちろんであるが、業務にかかわり最低限必要となる「児童とのコミュニケーション」「事故・ケガの予防と対応力」「児童の発達」等、基礎知識を新任・新採研修という形で採用後、できるだけ早期に実施することが必要である。

本報告書で示した研修項目ごとのカリキュラムを淡々とこなす研修ではなく、プログラムに工夫をし

ていただきたい。

また、研修を効果的にすすめるために、研修実施レベル単位ごとの研修委員会をぜひ設置して、プログラムなどの企画を練ってほしい。

3 研修プログラム

全国レベル研修の担い手は、現時点では存在しないが、国の施策や先駆的な児童クラブの取り組みを学べる機会を作るべきである。その際、職員間のネットワーク構築のためにも情報交換会の場が必要である。特にキャリア区分毎の職員同士が、悩みを共有し、高め合う横のつながりを構築できるような意図的な交流の機会を設けることが必要である。

都道府県などが実施する地域レベルの研修は、今日的な課題をテーマに実践報告や話題提供を行い、事例検討をグループワークで行う形式を積極的に取り入れたい。例えば「特別なニーズを持つ児童への支援力」「通信・便りの作成、活用」「関係機関との連携」などについて地域の実情に合った研修を企画していくことが必要だろう。

現場レベルの研修として、OJTを充実させることが重要である。その活用方法として「特に配慮を必要とする子どもへの対応力」を高めるために支援検討会議を定期的に開催することが望まれる。また、研修委員会というものを設置できる人的余裕はないかもしれないが、少なくとも管理職が研修計画を策定し、計画に基づく職場外研修（Off-JT）への参加を促すことが重要である。

4 研修体系の活用

研修体系モデルをよりよく活用するには、最低限、次の項目を押さえておく必要がある。①現場職員の

研修ニーズを把握する。②地域レベルにおいて研修講師のリストを作成し、共有できるようにする。③事例検討などを行う際、経験年数を勘案したグループ分けを行い、効果的なグループワークが行えるようにする。④職場外研修（Off-JT）を受講した場合は、復命書を提出させ、振り返りと共に職場内での情報共有を図る。こうした根回しの下に研修を実施して、初めて効果が表れると考える。

まとめ

10-10でも述べたが、今日、人材の育成、資質の向上を担保するものは、ベテランからの伝承が望めない場合は、研修以外にない。現場で育成支援を担う放課後児童指導員等にとって、運営指針に示された内容を着実に遂行していくにあたり、研修の作成・実施に当たる者の責任は大きい。放課後児童支援員の業務が子どもとの関わりのみならず、育成支援の計画、保護者・学校及び地域の連携など多岐にわたる実情の中、本研修体系モデルを参考に、研修企画が積極的に行われることを願いたい。

研修を通じた放課後児童支援員等の 人材育成のあり方

【人材育成のための提言 ①】

社会福祉法人聖ヨハネ会

側垣 二也

1 困難な課題、悪条件を抱えるゆえの人材育成

長い年月をかけその形成を経て子ども家庭支援の重要な児童福祉施設として法制度の中で位置づけられ、ほぼ全国に配置され地域にようやく認知されてきた放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）は運営指針にその社会的責任が明記された。その役割を強化するために放課後児童支援員等（以下、支援員）の資質向上が求められ、都道府県を中心に研修が進められてきたところである。平成26年には放課後児童指導員認定資格研修も始まり、専門性を持った職員の養成と配置が始まって、専門的育成支援の質と専門性の底上げが図られている。

とはいえ全国を見渡せば、大勢の子どもたちを狭い家屋で育成支援せざるを得ない劣悪な環境、非常勤が半分以上といった低労働水準がいまだに維持されているのが現実である。当調査は、関係者、保護者と子どもを対象に多角的にアンケート調査を行い、客観性を担保して研修体系の構築を目指したが、その回答を分析すると、研修を前向きに続けそれが結果として資質向上に効果的に寄与してきたとの高評価と同時に、研修実施の自治体の役割分担、条件整備、計画性などの点でまだまだ不十分であり、児童クラブでも人員不足などで研修を積極的に行うには余裕のない様子が垣間見れる一面もあり、その両極性が気になった。

今回の研修体系の提言は、それをもっていきなり児童クラブの今日的諸課題を解決できるものではない。ただ、子どもの育成支援に携わる支援員の資質向上が運営の最も重要な要素で、成長するチームが運営を強化することは関係者なら誰しも認識しているであろう。また、多種多様な家庭で育つ子どもを6年間の学童期の成長発達を捉えて育成支援をする

ことが決して容易でないことは支援員すべてが感じていることである。研修の体系化の試みは育成支援の専門的諸課題に対応する項目を網羅して、階層別体系的に研修できるようにした。今回の研修体系を利用し、自治体と児童クラブでは研修体制を一刻も早く整え、諸課題に専門的に対応できる放課後児童支援員の前向きな資質養成を期待し望む。

2 人材育成のためには研修体系を基礎にした計画的な研修の積み上げが必要

児童クラブでは人材育成のためには初任支援員から事業管理者に至る階層に応じた研修を実施することが最も効果的に資質向上に寄与する。

調査では、採用時の支援員には「児童のコミュニケーション能力」、初任者（5年未満）は「個人情報・プライバシーの保護」、「保護者のとのコミュニケーション」、中堅者（5年以上）は「情報共有力（報告・相談・連絡）」、事業管理者は「危機の未然防止」、「組織的な早期対応力」、以上が最も上位に挙げられている。

研修を企画する際、不特定階層を一緒にあるいは無計画に研修するのではなく、その階層（経験年数等の段階）で必要な内容を選択し、対象者を階層で絞って計画性をもって行うのが効果的である。基礎的で最低限必要な専門性を学び実践できること、様々な専門性を総合して主体的に育成支援を組み立て、さらに仲間を支えられること、運営管理、経理、人事等経営全般の総合的なことに責任を持つことなど、それぞれ領域を明確にし、誰が何を学ぶかについて研修体系を参考にして経験階層に分けて研修を実施または受講してほしい。

研修の形態としてOJT（上司や先輩から業務を

通して知識・技術を計画的に学ぶこと。方法として
実地研修、スーパービジョン、ケースカンファレンスなど）と Off-JT（日常業務を離れて研修する。外部の研修へ派遣する場合と、内部で職員を集めて行う場合がある）があるが、いずれもしっかりと目的意識を持ち計画的に行うことが重要である。調査では Off-JT に比べて OJT の実施・受講が少ないが、両方を織り交ぜて行うことが望ましい。OJT については、現場に則した研修であるためか、その効果は 90% を超えてその効果を実感しているとの結果も出ている。積極的な企画を望む。

計画を立てるにあたっては、階層別あるいは経験年数別に個人ごとに研修を割り当て周知のようにする。研修修了ごとに効果測定（振り返りアンケート等）を行うことが次のステップにつながり新たな研修目標が生まれることにもなる。「計画し、実行し、検証するそして再び計画をたてる」といった循環する取り組みが大切である。

このような研修の取り組みによりその成果は、研修を重ね経験年数を経るに従い、日誌の書き方などからから始まる初期の学びが、育成支援の様々なロケーションでの経験で強化され、放物線を描くように総合的知見や専門性が積み上がり、支援員各自の資質が向上し、チームの支援力が総合的に高まることになる。

3 研修を円滑に実施できるような条件や環境整備が急務

「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理」（平成 27 年 3 月、厚労省・放課後児童クラブの質の向上のための研修企画委員会まとめ）には、都道府県、市町村の研修実施にあたっての役割分担のほか事業者の役割について、①研修の実態が把握されていない②様々な運営主体があるため多様な研修企画が必要③非常勤の平均勤続が 3 年程度で職場内研修の継続が困難なところが多いなど課題を挙げている。

同報告書は、望ましい研修体系について、「個々の職員の経験年数、スキルに応じて、きめ細かな研

修計画を立て、計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要であるが、現時点においては、国、都道府県、区市町村及び事業者のそれぞれの役割が明確でなく、実施主体によっては取り組み内容にも差異があるため、一定の整理をしたうえで体系的な研修システムにしていくことが課題」と報告している。

今回の調査では、市町村の研修企画の意識が薄く財政的裏付けがないこと、都道府県等の研修などの職場外研修の開催があることを知らない児童クラブが 2 割弱もあること、研修のための人員体制の不足、時間が作れないなど、その研修開催を円滑にするための諸環境整備がまだまだ立ち遅れている。行政、事業者一体となった取り組みが急がれる。

研修が実施できる職場環境のあり方 【人材育成のための提言 ②】

立教大学

浅井 春夫

「実践の原則」としての5つのC

イギリスのワグナー報告（原題: Residential care: A Positive Choice, 1988年）では優れた実践の基礎を形成するものとして、5つの原則を確認している（ジリアン・ワグナー著、監訳者：山縣文治『社会福祉施設のとるべき道』雄山閣、1992年、63頁～69頁）。

ワグナー報告を援用して、放課後児童クラブの実践のあり方を考えてみたい。

① ケア (caring)

個別的な対応を大切にしており、尊重されていること、安全で安心を保障する実践

② 選択 (choice)

日常生活の行動においてひとり一人の選択する権利が尊重されていること

③ 継続性 (continuity)

支援員の育成支援の内容に一貫性があること、家庭生活と放課後児童クラブの生活とのつながりを維持していること

④ 変革 (change)

子どもの継続的な発達の機会を保障し、支援員にとっては変化するニーズに対応するよう努力していること

⑤ 価値の共有 (common values)

実践は、共有された原理と価値に基づくものであることを保障すること

このような「実践の原則」を踏まえて、人材育成の方向を考えると、①ケアは個別的な援助と指導をしていることが重要なポイントである。指導とは説得と納得によって成立する教育的関係であり、いかに自らが尊重されているかの確信が人材育成の心理的な基礎となる。児童養護施設職員の中途退職者に

退職を決意したホンネを手記に書いてもらおうと、共通する問題は“支えられている感”の欠如である。

②の選択に関連して、育成支援と運営参加における選択する権利がどこまで保障されているかが大切なポイントである。人材育成はその人が選択する権利をどこまで活かせる経験が保障され、それをともに検討することが人材育成へと連動していく可能性が広がる。

③継続性に関連して、人材育成は一貫性と継続性が確保されているなかで具体化されるものである。OJT (On the Job Training / 現場における教育、指導) であれ、Off-JT (Off the Job Training / 業務外の教育) であれ、またSD (Self Development / 自己啓発) であっても、継続性のない人材育成は効果的ではないことも明らかである。

④変革は、変化する家族や子どものニーズの変化に対応して放課後児童支援の内容を検討していくことが求められている。したがってどのような変化をしているかという実態を把握することから課題を設定し、課題に対して育成支援を変革していくことが求められるのである。

⑤価値の共有は、集団的实践を創っていく上で基礎的共通部分を保証する内容である。人材育成は個人としての専門職の発達だけでなく、集団的な専門職集団としての発達が求められている。

人材育成の課題は、どのような「実践の原則」を根幹に据えているかによって、その中身が大きく変わってくる。その点では人材育成で問われることは、PDCA サイクルという循環システムの形成前に、子どもと家族をめぐってどのような課題（解決すべき問題）があり、その課題を解決・緩和・軽減するための実践の基本的あり方が問われている。その点を

あいまいにした人材育成であってはならないのである。

人材育成を具体化するための職場環境の基本条件

人材育成を具体化するための職場環境の基本条件は、ひとつの子どもの集団（支援の単位）に複数の放課後児童支援員等を配置することは不可欠の課題である。また支援の単位については、運営基準第10条第4項で「第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする」とされている。なお、基準第10条第2項では、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする」とされ、ただし、「その一人を除き、補助員（略）をもってこれに代えることができる」と明記されている。

人材育成も研修制度の確立も、職場環境の最低基準を確保することなしにはあり得ないのである。研修への送り出し、会議の成立条件、OJTの実施条件、災害時の対応などを考えると、支援員の複数配置は、運営・育成支援上の最低基準であるといえる。

新規に人材がなかなか確保できないという現場の状況もあるが、必要な観点は放課後児童の育成支援のための質的保障が運営基準としても担保されることは、放課後児童の権利保障という点からも必要である。

放課後児童の育成支援と研究で対象とするのは、生きている生身の人間であり、生を背負った人間の集団であることがあげられる。その意味では育成支援は、個人、集団、家族、コミュニティ、さらには社会そのものを対象とすることも求められる。そうした重層的多角的な実践形態のなかで、“誰のために、何をするのか”を意識して具体化していくことが求められている。その点でいえば、において援助者は「共感的な他者」としての存在であることが利用者・子ども（たち）からもとめられている。その内容は「自分の言い表しがたい気分に共感を持って接してくれる、安心できる、好感の持てる相手の眼

の中に映っている自分と出会うことによって、人は自分自身を新しい眼で見直すことを学ぶのである」（窪田暁子『福祉援助の臨床－共感する他者として－』誠信書房、2013年、55頁）という指摘は、自らの福祉実践を考えると立ち返りたい基本である。

放課後児童育成支援で問われる“悲しみ”を共有するちから

ケアの語源はラテン語のクーラであり、「配慮」「世話」などと訳され、相手のつらさ、苦しさ、悲しみを受け止め、手数をかけて援助する行為を意味する。介護だけでなく、放課後児童育成支援にも共通する理念（あるべき基本的な考え方）がケアの本質である。

私なりにケアの定義をすれば、心を込めて相手への援助をおこなうことである。“心を込めて”という意味は、相手の心情を誠実に想いやることである。その際に問われているのは、相手の喜怒哀楽などの心の変化に素直に共鳴できることがケアには問われている。

いま研究と実践に必要な資質とは何かを問われたら、“悲しみ”を感じとり、悲しみを共有できるちからではないかと感じている。いわゆる非行に足を突っ込んでいる子ども、不登校の子、暴力をふるう子どものなかに悲しみをみてとることができるかどうかは、放課後児童育成支援の重要な分岐点になっているのではなからうか。

“ゆらぐことができるちから”（『「ゆらぐ」ことのできる力—ゆらぎと社会福祉実践』誠信書房、1999年）を提起した実践方法論と哲学の根底には、向かい合う相手への悲しみを自分のなかに受けとめることを通して、問題を捉える視点を変えられる実践の柔軟性・振幅性であり創造性であるということが出来る。わかるちからとともに感じるちからの形成が放課後児童育成支援で求められている。悲しみを受けとめるちからとは、感じるちからである。では感じる力（感性）をはぐくむためには何を鍛えることが必要であろうか。

さまざまな実体験を重ねることで学び、感じる力を蓄積することは可能である。だがそれとともに理論学習≡本を読むことで感じる力をはぐくむことができる。理論を学ぶことは、事実・現実を見る視点の多様さを獲得することで、これまでの問題の捉え方を変え、見えなかった側面を見ることができるようになる。理論を学ぶことは、新たな視点の獲得という面を持っており、物事を見る自らの位置と視点を移動することでもある。そのことによって感じる力を豊かにすることができる。

